

# ぱりっ子すくすく計画（第5次）

～ 子どもの健全育成に関する基本計画 ～



令和4年3月

名張市

## 目次

第1章 計画の概要	4
1. 計画の趣旨	4
2. 計画の見直し	4
3. 見直しの内容	4
4. 計画の性格	5
5. 計画の構成	6
6. 計画期間	6
7. 計画の位置付け	6
8. 推進体制	7
第2章 計画の基本的な考え方	8
1. 基本理念	8
2. 基本的視点	8
3. 取組方針	9
第3章 行動計画・行動指針	11
I 生きる	11
II 育まれる	15
III 守られる	24
IV 参加する	27
第4章 教育・保育、地域子ども・子育て支援に係る取組 (第2期名張市子ども・子育て支援事業計画)	31
1. 計画の趣旨	31
2. 教育・保育提供区域の設定	31

3. 教育・保育の需要量及び確保の方策 .....	31
4. 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策.....	34
5. 教育・保育の一体的提供の推進 .....	39
6. 保育士の確保に向けて .....	39
7. 教育・保育等の質の確保及び向上に向けて .....	39
8. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施等.....	40
参考資料:第1期名張市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況 .....	41
参考資料:次世代育成支援行動計画関係 .....	51
参考資料:名張市子ども権利委員会関係 .....	73

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画の趣旨

本市では次世代を担う社会の宝である子どもたちの権利を保障し、心身共に健全に育むことを目的に平成18年3月に市で初めての議員提案による「名張市子ども条例」(以下「条例」といいます。)を制定しました。この条例の下、平成21年3月に具体的にどのように行動していくべきかをまとめた「ばりっ子すくすく計画」(以下「基本計画」といいます。)を策定し、その後3年ごとに見直しを行いつつ、各種施策の全庁的な取組を推進してきました。

こうした中、我が国の子どもを取り巻く環境は、本格的な少子高齢社会を迎え、ライフスタイルの多様化、核家族化、家庭での教育力低下、地域のつながりの希薄化が進むなど、大きく変化しています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、子どもや子育て家庭に深刻な影響を及ぼすとともに、「新しい生活様式」など日常生活の見直しが求められています。

一方で、児童虐待・不登校などは増加傾向にあり、さらに、ヤングケアラーといった、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもへの対応や、家庭・学校とは異なる子どもの居場所の重要性が高まっています。

そうしたことから、本計画は、これまでの基本計画の基本的な方向性を踏襲し、更なる施策の推進に取り組みます。

## 2. 計画の見直し

基本計画は、策定後3年ごとに必要に応じ見直すことが規定されていることから、子どもの権利を保障するために設置された「名張市子ども権利委員会」において、見直しの協議を行ってきました。

また、基本計画の見直しに当たり、その検討資料とするために、子どもの権利に関する実態・意識についてのアンケート調査を実施しました。

調査は、令和3年5月に市内小中学校の児童生徒のうち小学5年生及び中学2年生を対象に実施し、合計1,146件の回答がありました。

## 3. 見直しの内容

基本計画策定時において、子どもを健全に育むための6つの主体(市、市民、事業者、保護者、関係施設、子ども)がそれぞれの役割の中で、子どもの大切な4つの権利(生きる、育まれる、守られる、参加する)を保障し、子どもを健全に育成するために取り組んできましたが、その取組を着実に引き継いでいくことが重要であることから、基本計画の基本的な考え方の変更は行わないこととしました。ただし、第4次計画策定以降、社会情勢の変化やそれに伴う本市の施策展開などにより、特に注視すべき取組として次の3つの取組を主に市や関係施設が実施する行動計画に反映するよう見直し、「ばりっ子すくすく計画(第5次)(素案)」を策定しました。なお、「子どもの権利に関する『名張市子ども条例』の啓発」、「発達障がい者支援に対する取組」、「児童虐待防止に対する取組」、「ワーク・ライフ・バランスの推進」、「名張市子ども教育ビジョンの推進」、「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の推進」、「食育の推進」及び「『名張版ネウボラ』の推進」の項目については、第4次計画に引き続き取組を進めます。

※ 基本計画において「子ども」とは、名張市で学び、暮らし、働く18歳以下の子どもをいいます。

※ 名張版ネウボラとは、これまで本市が実施してきた各種健診や新生児訪問、こども支援センターかみやきや市民センター等で開く子育て広場、保育所における保育サービス、発達支援等の事業を結び付けるとともに、各地域の「まちの保健室」等にチャイルドパートナーを配置して妊娠・出産・子育ての切れ目な相談・支援を行う取組です。

### (1) 困難を抱える子どもや家庭への支援について

全国的に家庭の在り方の多様化や地域コミュニティにおける関係の希薄化が進む中、本市では、従来から、課題を抱える家庭への包括的な相談支援体制の整備や、保育所・幼稚園の窓口一元化等により、各関係機関が連携し、重層的に子ども・子育て支援を行うための体制整備を進めてきました。そのような中、核家族化の進展やコロナ禍の影響を受けて、子どもや子育て家庭は孤独・孤立しやすい環境にあることから、複合的な課題や困難を抱える子ども、家庭などに対し、支援を行います。

また、令和3年6月に制定した「名張市ケアラー支援の推進に関する条例」では、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども「ヤングケアラー」についても盛り込んでおり、このことに対しても支援を行います。

全ての子どもに適切な養育環境を確保するとともに発達段階に応じて教育を受ける機会の保障など、誰一人取り残さない社会の実現に向けて、基本計画の具体的行動に盛り込みます。

### (2) 相談支援機能の強化と子どもの居場所づくりの更なる推進

支援を必要とする家庭に育つ子どもやその世帯は、複合的な課題を抱えていることが多く、様々な様態であるのが現状です。このことを早期に発見し、対応するために、地域の「まちの保健室」及びエリアディレクター(包括的相談員)とともに、「地域福祉教育総合支援ネットワーク」により、貧困をはじめ、様々な課題の早期解決に向けて、包括的・重層的支援体制の下、相談支援機能を強化し、また、リンクワーカー(社会的処方士)の養成などを通じた人材育成、体制整備を進めます。

あわせて、市内各地域で開催されている子ども食堂や子どもの居場所づくりに関する様々な活動について、更に活発に活動できるよう、この取組を基本計画の具体的行動に盛り込みます。

### (3) 『名張市子ども条例』の啓発に係る取組の更なる充実

令和3年度に実施した「子どもの権利に関するアンケート調査」において、「名張市に子どもの権利を守り、子どもが健全に育つための“約束”(=「子ども条例」)があることを知っていますか。」で、「知っている」と答えた小学5年生は49.3%、中学2年生は34.0%で、目標値の小学生30%、中学生30%をそれぞれ上回りました。

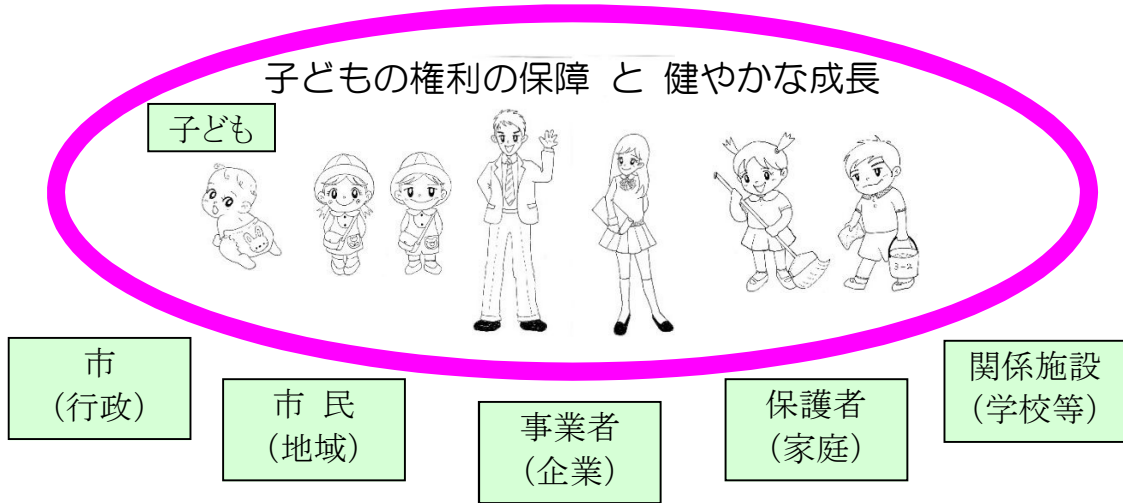
第4次計画でも「子どもの権利に関する『名張市子ども条例』の啓発」を見直し項目として挙げましたが、継続して取組の充実を、基本計画の具体的行動に盛り込みます。

※地域福祉教育総合支援ネットワークとは、複合的な生活課題を抱える市民に対して、ワンストップ窓口で対応するため、「エリアディレクター(包括的相談員)」を置き、行政の縦割りの枠を超えて、また、県や国の機関、民間団体等ともつながりながら、課題を解決するシステムです。

## 4. 計画の性格

条例では、子どもを健全に育むために、大きく6つの主体、すなわち、市、市民、事業者、保護者、関係施設及び子どもについて、その役割を定めています。(以下、市民を「地域」、事業者を「企業」、保護者を「家庭」、関係施設を「学校等」といいます。)

## 名張市子ども条例



市民一人ひとりが、子どもを育てる当事者として役割を自覚し、まずはできることから始め、本市が「社会全体で子どもを育てていくまち」として、互いに協働し、次世代を担う子どもたちを幸せに、健やかに育むことを目指します。

### 5. 計画の構成

基本計画では、子どもの大切な4つの権利(生きる、育まれる、守られる、参加する)を基本的な視点として市、地域、企業、家庭、学校等の取組を計画としてまとめるとともに、子どもについては、子どもが自らの行動としての「生きる」「参加する」権利について位置付けました。

地域、企業、家庭、子どもの行動については「行動指針」、市、学校等の行動については「行動計画」という形で表し、全体として「ばりっ子すくすく計画」としています。

それぞれで取り組むべき具体的な行動項目のうち、例えば家庭の場合、取り組むべき内容は、それぞれの考え方や状況に相違があり、一斉に取り組むべき計画として定めることは適当でないことから、地域、企業、家庭、子どもについては、選択して取り組んでいく項目を「行動指針」として表しています。一方、市と学校等の行動項目については、自らの取組事項であることから「行動計画」として位置付けます。

### 6. 計画期間

- ・基本計画の計画期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間とします。
- ・基本計画の進捗状況を毎年、議会へ報告するとともに、市民に公表します。

### 7. 計画の位置付け

本市では、平成28年度から概ね10年間を計画期間とする名張市総合計画「新・理想郷プラン」を策定し、「元気創造」、「若者定住」、「生涯現役」の3つのプロジェクトを重点戦略として、様々な施策の推進に取り組んでいます。

基本計画は、名張市総合計画に沿い、子どもの権利を尊重し、子どもを健全に育成するために、多様な主体が協力、連携し、子どもを育てるための行動計画及び指針を定めています。また、第4次名張市地域福祉計画や名張市子ども教育ビジョンをはじめとした本市の教育、人権・男女共同参画及び健康づくりに係る各種計画などと整合を図り、連携・補完をする位置付けとしています。

## 8. 推進体制

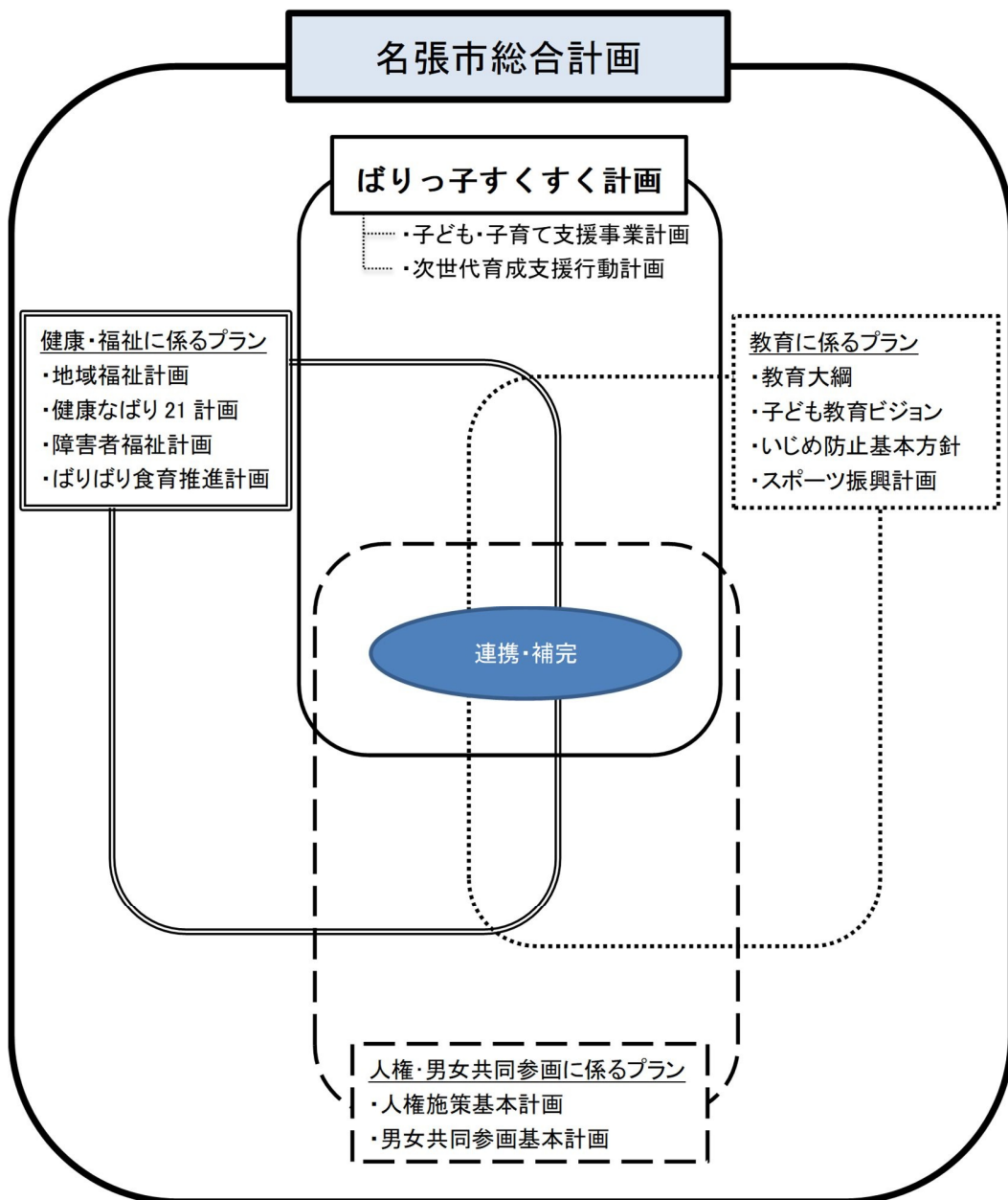
### (1) 庁内における推進体制

基本計画に基づく施策を推進するための調整・協議は、各関係室において実施するものとなりますが、全庁的かつ総合的に推進していく取組については、「子ども健全育成推進本部」において調整・協議するものとなります。

### (2) 市民参加組織の設置

条例の規定に基づき、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議するために、人権、教育、福祉等子どもの権利にかかわる分野における学識経験者等や市民が参加する「名張市子ども権利委員会」を設置するものとなります。

### 計画の位置付け（相関図）



## 第2章 計画の基本的な考え方

基本計画では、条例に定める「子どもの権利保障・救済」と「子どもの健全育成」を市民一人ひとりが自覚し、進めていく取組をまとめています。

### 1. 基本理念

(1) 子どもの権利を尊重し、その保障に努める。

(2) みんなが相互に協力し、子どもの最善の利益を考えながら子どもが安全に安心して暮らし、健全に育つまちづくりに努める。

### 2. 基本的視点

子どもの大切な4つの権利としての、生きる、育まれる、守られる、参加する権利を基本的な視点として、市、地域、企業、家庭、学校等の取組を、行動計画、行動指針として表しています。

区分	行動計画 (市・学校等の取組)	行動指針 (地域・企業・家庭での取組)
<b>生きる権利</b> 子どもが安心して健やかに生きるまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの権利、命の大切さを学ぶ機会を提供します。</li> <li>子どもの健康を守ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの安全、安心を守ろう。</li> <li>子どもに愛情を持って接し、子どもの人格を尊重しながら育てよう。</li> </ul>
<b>育まれる権利</b> 子どもが社会の中で一人の人間としてよりよく育つまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭教育を支援し、明るくいいき子育てができるようにします。</li> <li>地域での子育てを支援します。</li> <li>企業や市民団体の子育てを支援します。</li> <li>社会のルールを守り、自立する心を育みます。</li> <li>地域と共にある学校づくりを進めます。</li> <li>学校教育等を充実させ、生きる力・豊かな心を育みます。</li> <li>困難を抱える子どもや家庭を支援します。</li> <li>職員の専門性の向上を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育てを地域で見守ろう。</li> <li>社会のルールをみんなで守ろう。</li> <li>地域で人づくりを進めよう。</li> <li>子育てに企業も一緒に関わろう。</li> <li>ワーク・ライフ・バランスの取組を進めよう。</li> <li>家庭内のコミュニケーションを大切にしよう。</li> <li>家庭のルール・社会のルールを身に付けよう。</li> <li>基本的生活習慣を身に付けさせよう。</li> </ul>
<b>守られる権利</b> 子どもが守られるまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ、虐待はしません、許しません。</li> <li>地域と共に子どもを守ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域ぐるみの見守りと支援の輪をつくろう。</li> <li>子どもの見守りに企業も参加しよう。</li> <li>家庭から有害環境をなくし、プライバシーを守ろう。</li> </ul>
<b>参加する権利</b> 子どもが自ら参加するまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもが積極的に参画できる機会と場を広げます。</li> <li>居場所を確保し、体験活動を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出会いの場をたくさんつくろう。</li> <li>多くの出会いの場で、子どもを育てよう。</li> </ul>

※ワーク・ライフ・バランスとは、仕事と生活の調和。仕事と仕事を離れた個人の生活の両方について、どちらかが犠牲になることなく、それぞれをバランスよく充実させていこうという考え方のことをいいます。



## ○ 子どもの行動指針

区分	行動指針（子どもの取組）
<b>生きる権利</b>	・自分を大切にしよう。そして、家族や周りの人も大切にしよう。
<b>参加する権利</b>	・いろいろな方法で自分を表現し、自分を高めていこう。そのことによって、周りの人に迷惑を掛けたり、傷付けたりしないように気を付けよう。

### 3. 取組方針

市、地域、企業、家庭、学校等は、それぞれの立場で子どもを育てていく大人として、まずはできることから取り組むこととしています。

#### （１）市

子どもの権利を基本とした健全育成のための施策を推進します

市は、地域の実情に合わせた新たな施策を構築し、そのために関係部署が整合性を持って取組を進められるよう連携体制の確立を図るとともに、民間と行政が一体となった着実かつ効果的な施策を推進します。

#### （２）学校等

豊かな心を育むとともに、施設の開放や行事など、地域と協調・連携した施設づくりに努めます

学校等（学校、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、児童福祉施設など。）は、子どもが成長し、人格を形成する過程で、最も重要な時期に極めて大きな役割を果たす場です。

専門的知識や施設を活用し、子どものたくましく生きる力と豊かな心を育む教育、福祉の充実に努めます。

また、施設の開放や行事などを通して地域社会と協調・連携し、地域における子育て支援機関としての役割を果たしていきます。

#### （３）地域

住民みんなが結び合い、心豊かな子どもを育もう

地域社会は、子どものみならず、地域に住む全ての人々が日々充実した生活を営んでいくための大切な場です。近隣同士の連帯を深め、地域やボランティア団体等が相互の連携を保つことで、家庭や行政では充分果たせない領域を補うことができます。

今後は、子育てのための相互支援活動に、ますます積極的に取り組みましょう。

#### （４）企業

子育てや働く子どもを支援する職場環境を整備しよう

企業は、共働き世帯が増加する中で、子育て支援についても、その果たすべき役割が増大しています。

職業生活と子育てを中心とした家庭生活との調和を確保するため、就業に関する環境や条件の整備を積極的に推進し、子育てにやさしい環境づくりに向けた自主的活動を展開するなどの社会的な貢献に努めましょう。

また、働く子どもがいる職場では、子どもが自立した一人の人間として成長していくために、知識・教養を高めたり、技術を習得したりする機会を与えましょう。

## (5) 家庭

家庭は子育ての原点です。子どもの成長に合わせた適切な子育てをしよう

家庭は、社会の基礎集団で、子どもが生まれ育つ基本的な場です。子育てそのものが社会的な価値を持っているという認識の下、家庭では保護者が子育てに対する自覚と責任を持って協力し合いながら子どもを育てていく必要があります。

子どもの成長に合わせた適切な子育てができるように保護者も成長していきましょう。

## (6) 子ども

子どもは自らの権利を自覚し、その権利を行使するに当たっては、社会や他人のことを思いやり、尊重しよう

子どもの権利は義務を果たすことを条件として認められるものではなく、生まれながらに全ての子どもに無条件にあるものです。

権利を行使するときには、自分の権利が尊重されているのと同じように他の人の権利も尊重しましょう。

## 第3章 行動計画・行動指針

### I 生きる

子どもが安心して生きるために

条例第10条 子どもは、命が守られ、尊重され、安心して生きる権利を有する。

#### 行動計画

市や学校等は子どもたちが安心して生きることを支援する施策を進めます。

#### 1. 子どもの権利、命の大切さを学ぶ機会を提供します

子どもの権利は、生まれながらにしてあるもので、決して義務を負うものではありません。条例に基づく子どもの権利についてその周知、啓発に努めるとともに生きることを通して命の大切さを学ぶ機会を提供します。

##### (1) 子どもの権利侵害に対する相談、支援と救済を実施します。

- ・子どもの権利に関する相談に対応する「子ども相談室」や権利侵害を救済する子どもの権利救済委員会の周知を図るとともに、関係機関と連携しながら問題の解決を図ります。

##### (2) 差別を許さない子どもを育成するため、人権教育を充実します。

- ・学校教育や保育等を行う中で、望ましい人間関係を形成し、一人ひとりの命や人権を尊重する意識と実践力を養う人権教育の更なる充実を図ります。
- ・道徳教育の推進や職場体験学習を通じてボランティア精神や社会生活上のルールを身に付け、豊かな心を育む取組を進めます。

##### (3) 子どもの権利について、正しい認識を深める学習を進めます。

- ・保育所(園)、地域型保育事業所、認定こども園、幼稚園、学校、家庭、地域の連携強化を推進し、子どもの権利についての正しい認識を深める学習の機会を設けます。

##### (4) 義務教育段階から乳幼児と触れ合い、世話をする体験を持つことで命の大切さを実感できるようにします。

- ・児童生徒に対し、命の大切さを伝える性教育授業を実施するほか、実際に乳幼児との触れ合い等の機会を提供する等、将来、家庭の中で子どもを産み育てる役割と責任があることの自覚を促します。

##### (5) 子ども条例の周知について、更に取組を進めます。

- ・「子ども権利週間」(毎年11月20日の翌日から1週間)において「子どもの権利フォーラム(ばりっ子ひろば)」を開催します。
- ・研修会、講演会の開催や子ども相談室便りの配布を継続し、さらに、多くの市民への条例の周知について取組の強化を図ります。
- ・学校等と連携しながら、授業を通して条例の更なる周知を図ります。

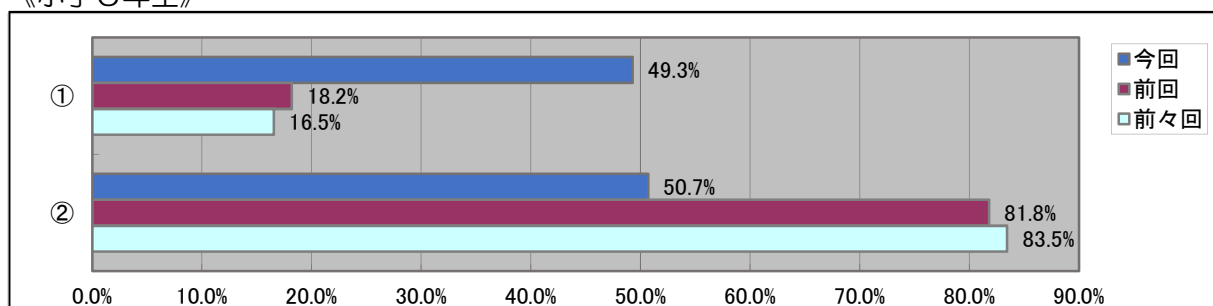
##### (6) 子どもが自己肯定感を持ち、自分の思いを表現する力を育てます。

- ・児童生徒に対し、自分で課題を見つけ、自ら考え、学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力、更には他人と関わる力や社会のルールに適応する力など社会性の育成を推進します。
- ・子どもが主体となる「子ども会議(ばりっ子会議)」等の企画・参加・運営を促進します。
- ・学校等において、人への信頼感を育む取組の充実を図ります。

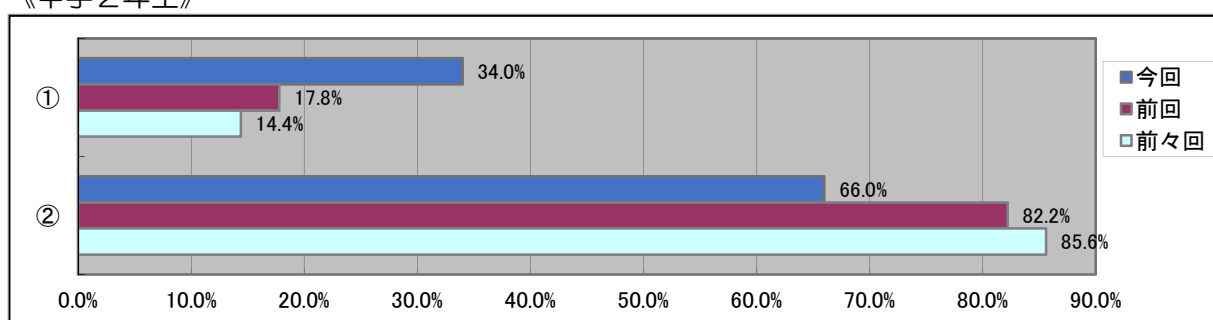
◇アンケート調査：名張市に「子ども条例」があることを知っていますか。

[回答:①知っている ②知らない]

《小学5年生》



《中学2年生》



※当該計画策定の検討資料として、令和3年5月に「子どもの権利に関する実態・意識についてのアンケート調査」を実施しました。当該計画書には、市内小学5年生と中学2年生の調査結果を掲載しています。なお、前回と表記しているのは平成29年5月、前々回と表記しているのは平成26年6月に実施した調査結果です。

## 2. 子どもの健康を守ります

福祉、医療、教育の連携で子どもを健やかに育む体制を整えます。

### (1) 子どもの心身の健やかな発達を支援します。

- ・母子保健と子育て支援の取組など、福祉・医療機関や教育機関をはじめとして、地域づくり組織等含めた多様な主体との連携を強化し、名張版ネウボラとして妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行います。特に産前産後の不安解消のために心身のケアができる体制を整備します。
- ・思春期の身体的・精神的な健康を増進し、生涯を通じて自らの健康を高める能力を育てるための取組を進めます。
- ・市民一人ひとりが身近なところで医療サービス、相談を受けることができるための取組に努めます。
- ・新たな保育ニーズに対応する保育サービスの充実に努めます。
- ・保育所(園)、認定こども園、幼稚園において、障がい児の受入れを推進するとともに、乳幼児一人ひとりのニーズに応じた総合的な支援と指導を行い、就学前から就学へのスムーズな移行を行います。
- ・医師会の協力を得て、応急診療所における夜間や休日の小児一次救急医療を推進するとともに、市立病院においては、24時間365日の「小児救急医療センター」による二次救急医療の推進を図るほか発達支援外来やアレルギー外来など小児診療の充実にを行い、安心かつ安全で信頼できる小児地域医療体制の充実にに向けた取組を進めます。
- ・産み育てるにやさしいまちの実現を目指し、安心して出産できる医療体制を整備するため、市立病院の産婦人科開設に向けた取組を進めます。
- ・子ども発達支援センターにおいて、発達に心配のある子どもの早期発見、早期支援をするための相談・指導や各種事業の充実に図るとともに、併設する教育センターや児童発達支援センターどれみの

ほか、保健・福祉・保育・教育・医療などの関係機関と連携し、発達障がいの児童とその家族への総合的な支援に努めます。

- ・学校における、途切れのない特別支援教育の充実を図るため、研修の充実と支援体制の強化に取り組みます。
- ・放課後等デイサービスやホームヘルプサービスなどの提供により、療育上の負担を軽減し、障がいのある児童を持つ保護者や家族を支援します。
- ・障害者総合支援法による基本的なサービスの充実のほか、公的サービスでは対応できないインフォーマルなサービスの整備とその調整を図り、在宅支援を充実します。
- ・第6期障害福祉計画の進捗を検証しつつ、関係機関と更なる連携を図りながら、総合的な支援に努めます。
- ・子育て家庭に対する経済的な負担の軽減を図るため、子育て家庭への児童手当の支給や保育料の軽減、子ども医療費の助成を推進します。
- ・ひとり親家庭の自立支援の促進に向けて、様々な支援制度を有効に活用した経済的支援を行います。

※障がいの表記については、これまでの計画策定時において、子どもの権利の視点から「しょうがい」を「障がい」としていることから、今回も同様に表記することとしました。ただし、法律や計画等の表記については、「障害」を用いています。

## (2) 保育所(園)、地域型保育事業所、認定こども園、幼稚園、学校での食育を推進します。

- ・望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むために、関係機関と連携して、発達段階に応じた食に関する指導を充実します。
- ・保育所(園)・地域型保育事業所・認定こども園での給食における地産地消を推進するとともに、地域の食文化や伝統に関する理解と関心を深めます。
- ・食物アレルギー疾患を持つ児童に対しては、アレルギー対応食による給食の提供に努めます。
- ・学校等において、食事、運動、休養、睡眠等の規則正しい生活習慣を確立させるための取組を進めます。
- ・子どもが食の大切さや楽しみを実感し、食事のマナーや挨拶習慣など食や生活に関する基礎の習得ができるよう、家庭や地域と連携しながら取組を進めます。

## 行動指針

子どもが安心して、安全に暮らせること、個人として尊重され、「かけがえのない存在」であることを日々実感できることが子どもの思いやりを育てます。

子どもの「生きる」を地域や家庭で、大人たちが協力して支えていきましょう。

## 1. 子どもの安全、安心を守ろう (地域)

子どもが安心して生きるためには地域で支えることが大切です。

### (1) 子どもが安心・安全に過ごせるまちをつくろう。

- ・子どもの目線に立った地域の安全マップを地域でつくろう。
- ・危険箇所の点検や改善等で子どもにやさしく安全な地域をつくろう。
- ・危険箇所への見回りを行おう。
- ・地域ぐるみで防災対策に取り組もう。

## 2. 子どもに愛情を持って接し、子どもの人格を尊重しながら育てよう (家庭)

子どもが一人の人間として尊重され、健やかに育まれることができる生活の場が大切です。  
子どもの成長に合わせた支援をしましょう。

- (1) 子どもに愛情を持って接しよう。
- (2) 子どもが安全で安心して暮らすことができる生活環境を確保しよう。
- (3) 子どもの健康を保持できるように努めよう。
- (4) 成長に応じて、適切な食事と睡眠がとれるように配慮しよう。
- (5) 家庭の中でお互いの人格を認め合い、助け合い、普段の生活の中で平等・公平な意識を大切にしよう。
- (6) 「男は仕事」「女は家事・育児」といったこれまでの役割分担意識を固定化するのではなく、家族で話し合い、支えあう意識を高めよう。

## 3. 自分を大切にしよう

### そして、家族や周りの人も大切にしよう (子ども)

自分に一番大切なものは「命」です。命の代わりはありません。  
命の大切さを考え、生きることはすばらしいと感じられる日々を過ごしましょう。

- (1) 学校、地域での様々な体験活動を通して命の大切さ、生きていることのすばらしさを体感しよう。
- (2) 家族や友達、周りの人を大切に、思いやりの心を持って行動しよう。
- (3) 一人で悩まないで、勇気を持って相談しよう。

### 数値目標項目

あなたは、名張市に子どもの権利を守り、子どもが健全に育つための“約束”(=「子ども条例」)があることを知っていますか。(数値は「知っている」割合)

学 年	第4次計画策定時の現状値及び目標値		第5次計画策定時の現状値及び目標値	
	H29年現状値	R3年目標値	R3年現状値	R6年目標値
小学5年生	18.2%	30.0%	49.3%	60.0%
中学2年生	17.8%	30.0%	34.0%	60.0%

## Ⅱ 育まれる

子どもが家庭や社会、学校等で一人の人間としてよりよく育つために

条例第11条 子どもは、愛情と理解をもって、成長にふさわしい環境で生まれ、個性と能力の発達に合わせて、適切な指導及び教育を受ける権利を有するとともに、必要な休息、余暇又は遊びの機会を得る権利を有する。

### 行動計画

市や学校等は、自立性や豊かな人間性を育む活動を支援するとともに、活動の機会や場の提供に努めます。

#### 1. 家庭教育を支援し、明るくいきいき子育てができるようにします

家庭の教育力の低下、子育ての孤立化など、家庭での様々な問題がある中で、子育て家庭への適切な支援を行っていきます。

##### (1) 家庭教育を支援します。

- ・子どもの成長に係る家庭の教育力の向上を図る学習機会の提供を行うとともに、内容を充実させます。
- ・父親の子育て参加を促す参加型講座を多くの地域で開催します。
- ・保護者が子どもとの関わり方や家庭の大切さを学ぶことができる機会や場を提供します。

##### (2) 子育て支援を充実します。

- ・健やかな子育てや育児不安への対応のため、こども支援センターかがやきや子育て支援センターつくし、保育所(園)、地域型保育事業所、認定こども園、幼稚園、保健所等の関係機関が連携し、「名張版ネウボラ」の取組を推進することで、子育て支援機能を充実します。
- ・地域において住民が互いに支え合って子育てを支援できるよう、ファミリー・サポート・センター事業やなかよし広場事業、子育てサークル活動の充実を図るとともに、交流会や研修会の実施による関係者の資質の向上を図り、子育て環境を充実します。
- ・男女が共に家族の一員として家事や子育てに参画できるよう、男女共同参画推進事業に取り組みます。
- ・マイ保育ステーションにおける在宅保育家庭への子育て支援充実を図り、「名張版ネウボラ」の取組に寄与します。
- ・子育て世帯への住宅の供給に当たり、それぞれのライフスタイルに合った住まいの情報提供に努めます。
- ・ひとり親家庭の自立支援を図るため、母子・父子自立支援員の資質の向上を図るとともに、関係機関や地域のひとり親家庭福祉協力員と連携し、的確な支援を行います。
- ・親から子どもへの貧困の連鎖を断ち切るべく、生活困窮家庭の子どもへの学習支援や望ましい職業観・勤労観を身に付けるための支援等に努めます。

## 2. 地域での子育てを支援します

地域での活動で様々な体験をすることにより、子どもの自主性や豊かな人間性が育まれます。  
子どもを育む地域活動を奨励・支援し、地域で子どもを育てる意識が浸透するよう働きかけます。

### (1) 地域の子ども育成活動を支援します。

- ・子ども会やスポーツ少年団等、子ども育成活動をリードする指導者を養成します。
- ・子ども育成活動を支援する情報を提供します。
- ・青少年ボランティアの育成に努め、また、継続的に活動できるよう技術の向上や、活動機会の提供等を支援します。
- ・スポーツ・文化等の活動拠点として学校体育施設の開放を進めます。

## 3. 企業や市民団体の子育てを支援します

地域による子育てグループやボランティア活動など、子育ての自主的な取組は、社会で支える子育てという意味で大変重要な取組です。

市は、自主的な市民活動の支援と、企業の子どもへの関わりを進めていきます。

### (1) 子どもへの育成に関する自主的な市民活動を促進します。

- ・子どもの健やかな育ちや安心・安全のために活動するグループの組織、育成を支援します。
- ・市民グループによる子育て支援や健全育成等に関する事業を支援します。
- ・市民参加型の自主的な子育てセミナーなどの開催を支援します。

### (2) 子どもへの健全育成への企業の関わりを促進します。

- ・より多くの企業が子どもへの育成についての認識を高めていくよう、子どもの職場体験の機会の充実や、企業から学校等への講師の派遣などの働き掛けを行います。
- ・子育てに関する企業内研修等を奨励します。
- ・事業主や事業主団体へのワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)についての啓発、周知活動を推進し、イクボスの取組を支援します。

## 4. 社会のルールを守り、自立する心を育みます

学校等での学習や行事、活動を通し、社会規範や自主性を育てます。

### (1) 交通安全や礼儀など、社会のルールやマナーを子どもが身に付けられるようにします。

- ・保育所(園)、幼稚園、学校における防犯、交通安全等の学習や行事を支援します。

### (2) 友達との交流の中で、互いの考えを認め合うことの大切さや協調性を体得できるようにします。

- ・学校や地域と連携し、公共心や規範意識、他人を思いやる心などを育み、考え、議論する道徳教育を推進します。
- ・友だちや乳幼児・高齢者・地域の人と触れ合える機会や場の提供に努めます。

### (3) 自分の事は自分でできるようになることに心を配り、自立する心を育てます。

- ・望ましい職業観・勤労観を身に付けるための学習や、夢を育み、その実現に向かって主体的に学ぶ子どもを育てるキャリア教育を推進します。
- ・基本的な生活習慣、対人関係等における望ましい行動の規範について、個々の発達段階に即して学習ができる保育を推進します。



## 5. 地域とともにある学校づくりを進めます

学校等は家庭や地域住民、事業者に対して協力や参画を働き掛け、地域の信頼に応える開かれた学校づくりを進めます。

- (1) 優れた知識や技術を持つ社会人、また、地域の伝統を受け継ぐ人などをゲストティーチャーとして迎えます。
  - ・地域の方の豊かな経験や伝統技術などを授業に取り入れるために様々な分野の専門家や活動のリーダーを招聘できるシステムを構築し、学校教育のより一層の充実を図ります。
- (2) 学校等の情報を積極的に家庭、地域へ提供し、意見、協力を受けながら開かれた施設づくりに努めます。
  - ・目指す子ども像の実現に向けた施設づくりができるよう、地域、家庭、行政、関係機関が協働して取り組みます。
- (3) 家庭や地域住民の訪問、行事参加（授業参観など）を幅広く柔軟に認めます。
  - ・学校等、家庭、地域が一体となって、子どもを育てる体制づくりを推進します。
- (4) 学校の空きスペースを開放し、地域行事等に有効に活用できるようにします。
  - ・地域の行事や事業、放課後児童健全育成への空き教室の有効活用を図ります。
- (5) 地域に開かれた学校づくりを進め、登下校の安全ボランティアや図書ボランティア等、地域住民に連携・協力を求めます。
  - ・地域全体で学校を支え、子どもを健やかに育むために、学校生活支援ボランティアの発掘、活用を図ります。

## 6. 学校教育等を充実させ、生きる力・豊かな心を育みます

学校教育などにおいて、「確かな学力」の定着や「生きる力」の育成を目指すとともに、いじめ防止の取組や、教育相談体制の整備充実、家庭や地域社会との連携を深めていきます。また、いろいろな体験や経験を積み、学ぶことにより、相手の気持ちや社会の在りようを理解することを通して豊かな心を育てます。

- (1) 学校教育を充実します。
  - ・児童生徒が、読書や音楽、絵画など、文化的活動を発表し、スポーツ活動の成果を発揮する機会を充実させ、豊かな情操や健全な心身を育みます。
  - ・障がいのある児童・生徒一人ひとりに必要な支援を行う特別支援教育を充実します。
  - ・児童生徒の学力、体力、生活状況を把握、分析し、指導体制の充実や指導方法の工夫、更に、子どもの状況に応じたきめ細やかな指導を推進します。
  - ・名張市教育センターにおいて、教職員対象の研修講座等を充実し、相談体制を整えるとともに、地域ぐるみで学校を支援し、子どもたちに夢を実現する力、社会を拓く力を育む活動を推進します。
- (2) いろいろな体験の場を提供します。
  - ・義務教育段階から乳幼児と触れ合い、世話をする体験により、命の尊厳を実感させます。
  - ・地域社会の協力を得て、高齢者との交流、ボランティア体験などの体験学習を充実します。
  - ・望ましい職業観、勤労観及び仕事に対する知識技能を身に付けさせるため、各事業所における職場体験学習を進めます。
  - ・野外活動などの自然体験の機会の充実を図ります。
  - ・郷土の自然や伝統、文化、歴史等について学び、親しむとともに、主体的に継承できる環境を整備します。

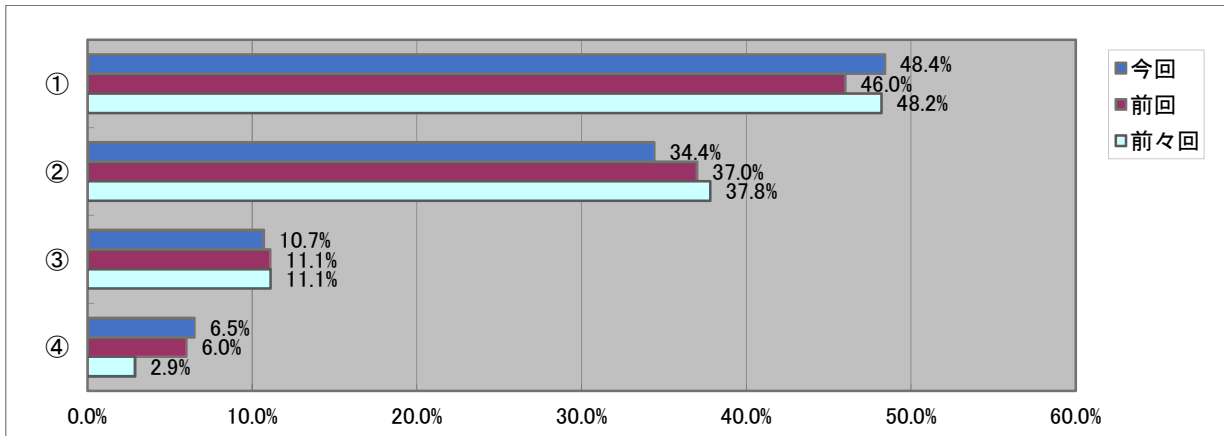
(3) 就学前の保育・教育を充実します。

- ・保育所(園)、地域型保育事業所、認定こども園、幼稚園において、子どもの基本的な生活習慣や態度を養います。
- ・人との関わりの中で、相手の話を聞き、相手を理解することや、協調の態度を養います。
- ・生命や自然及び社会の事柄についての興味・関心を育て、豊かな心、考える力を培います。
- ・音楽や絵画のほか、様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育みます。
- ・幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、保育所(園)、認定こども園、幼稚園、小学校の連携強化に取り組みます。

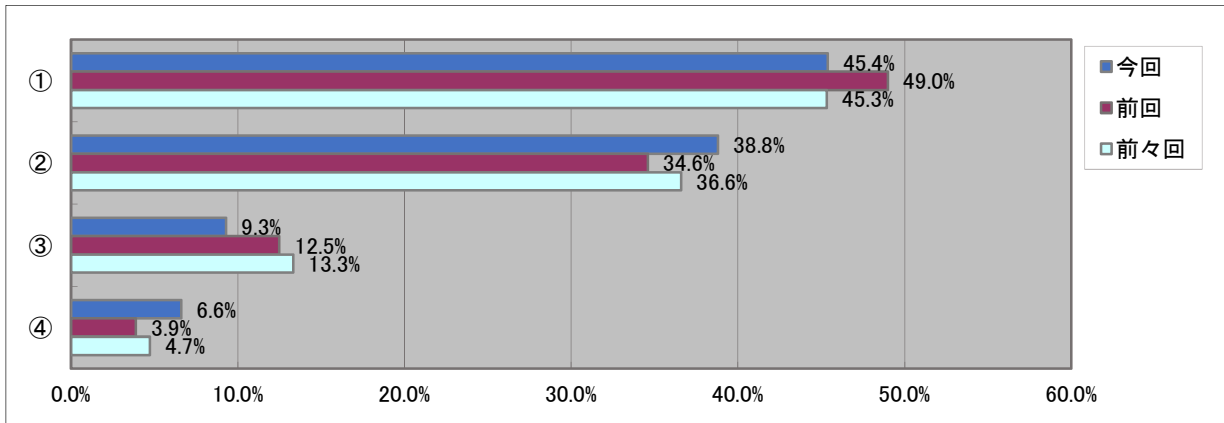
◇アンケート調査：学校に行くのが楽しいと思いますか。

[回答：①思う ②まあまあ思う ③あまり思わない ④思わない]

《小学5年生》



《中学2年生》



7. 困難を抱える子どもや家庭を支援します

ヤングケアラーの支援をはじめ、子どもの貧困対策を推進するとともに、外国籍の子どもへの支援の充実を図ります。

(1) ヤングケアラーに気づき、子どもの健やかな成長を育みます。

- ・子どもがその発達段階に応じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、人間としての基本的な資質を養うことの重要性を鑑み、適切な教育の機会を確保し、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるよう支援します。

(2) 子どもの貧困対策を推進します。

- ・子どもが生まれ育った家庭の経済社会状況に関わらず、未来に対する夢と希望を抱き、貧困の連鎖を断ち切れるよう支援の充実を図ります。

(3) 外国籍の子どもへの支援の充実を図ります。

- ・外国籍を持つ子どもも、日本国籍を持つ子どもと同じように地域で安心して生活できるよう、子育ての情報提供、相談体制に充実を図ります。

(4) 相談体制の充実を図ります。

- ・核家族化の進展やコロナ禍の影響を受けて、子どもや子どもの保護者は孤独・孤立しやすい環境にあります。困ったときに気軽に相談できる人や窓口をできるだけ多く確保するよう充実を図ります。また関係機関が連携し、切れ目のない相談体制の確保に努めます。
- ・課題を抱える子どもや家庭を地域の支援機関へつなぎ、支援機関の専門職がボランティア、NPO、行政などと連携しながら、地域資源(地域の子育て広場など)を活用するなどして、課題解決に取り組む「社会的処方」の実践に向け、リンクワーカー養成研修などを通じて、人材育成、体制整備などを行います。

## 8. 職員の専門性の向上を図ります

教育や子育ての専門的機関として期待される役割を担うために、職員一人ひとりの資質の向上を図ります。

(1) 子育てや子どもへの指導力の向上を図る研修や今日的課題に応じた研修を実施します。

- ・教育センターを中心に、子どもの学びの支援や教職員の支援、子どもに係る家庭、地域や教育関係機関の連携支援機能を充実させるための事業を実施します。

(2) いじめ防止や児童虐待、ヤングケアラーに関する職員研修や相談体制など、職員の専門性の向上を図ります。

- ・いじめ防止や児童虐待に関する職員研修を実施し、未然防止・早期発見・早期対応に努めます。また、ヤングケアラーに関する職員研修を実施し、見守り体制の強化を図ります。

(3) 発達に支援を必要とする子どもへの支援体制と家族への相談体制を強化するため、関係職員の専門性の向上を図ります。

- ・保育士、保健師、教職員、地域での支援者を中心に発達支援研修会を実施します。

## 行動指針

地域、企業、家庭それぞれの役割の中での取組を通して、心豊かな子どもを育みましょう。

### 1. 子育てを地域で見守ろう (地域)

安心して子どもを生み育てるために、地域で子育てを支えることが大切で、そのための場の提供や仕組みづくりが必要です。

(1) 地域に子育ての情報や活動をサポートするための場を設けよう。

- ・親同士が情報交換して連携できる機会を設けよう。

(2) 子育て体験を伝えていこう。

- ・子育ての先輩として、若い親の相談に乗り、アドバイスをしよう。

- (3) 子育てを卒業された方にも、地域の子どもにより一層関心を持ってもらおう。  
・地域での子どもが関わる活動などを支援しよう。

## 2. 社会のルールをみんなで守ろう (地域)

社会のルールや社会規範は大人と子どもと一緒に実践し、守ることが大切です。  
地域の中で自分の子どものように導きましょう。

- (1) 共に生きるために地域や家庭でのルール、マナーを教え、規範意識を高めよう。  
・子どもへの声掛けや、あいさつを励行しよう。  
・場面に応じて守るべきマナーを教えよう。  
・必要なときは遠慮せず注意しよう。

## 3. 地域で人づくりを進めよう (地域)

子どもは地域の宝、地域のみんなで次世代の人材を育みましょう。

- (1) 子どもの頃から地域の一員として活動や地域貢献ができる人づくりを進めよう。  
・地域の行事などでの企画・運営の担い手を育てよう。
- (2) それぞれが持つ知識や技術を地域のために活用しよう。

## 4. 子育てに企業も一緒に関わろう (企業)

社会をよくしていくために、社会全体で子どもを育ていく必要と企業の役割について認識を深めましょう。

- (1) 企業内の福利厚生行事の中で、子どもの健全育成に貢献する活動を行い、親子で参加できる機会を提供しよう。
- (2) 子どもの権利や子育て支援に関して従業員同士で話し合おう。
- (3) 子どもが働く職場では、子どもが希望すれば高等学校の教育を受けたり、技術の習得に参加したりできる機会を与えよう。

## 5. ワーク・ライフ・バランスの取組を進めよう (企業)

従業員が子育てや子どもの教育(授業参観など)のために、休暇取得や定時帰宅ができる職場づくりを進めましょう。

- (1) 授業参観、懇談会などで子どもの学校などへ行ける職場づくりを進めよう。
- (2) 少なくとも週1回は早く帰宅し、子どもとのコミュニケーションの時間が持てる職場づくりを進めよう。
- (3) 子どもに関する福利厚生制度の向上に努めよう。  
・従業員の育児休業や看護休暇が取れる職場環境を整えよう。  
・保育所(園)などへの送迎時間に配慮しよう。  
・企業内託児所の整備に努めよう。

## 6. 家庭内のコミュニケーションを大切にしよう（家庭）

あいさつはコミュニケーションの基本です。

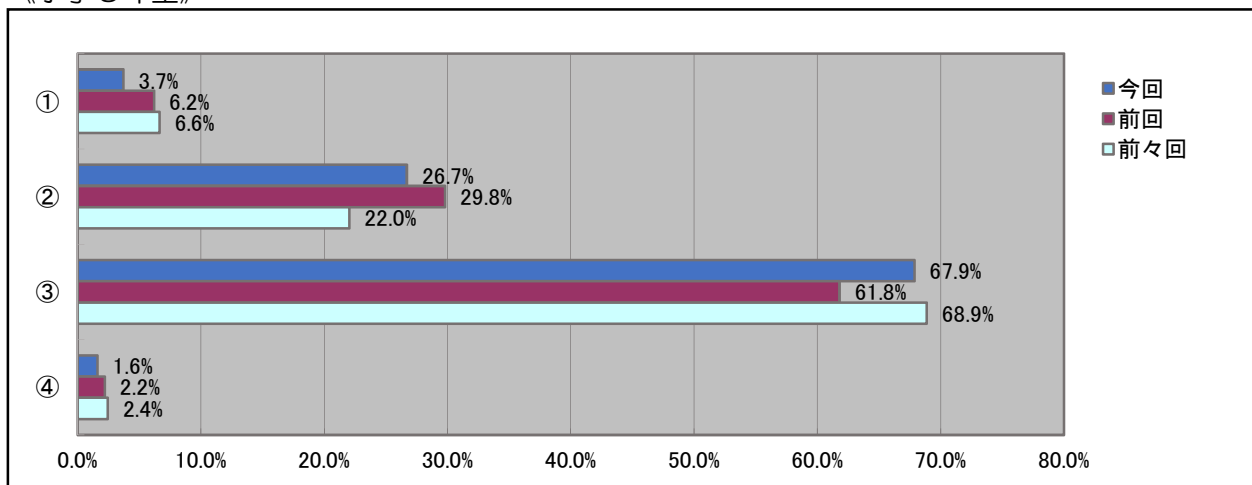
家族が共に過ごす時間を増やす工夫やお互いが自分を出し合える会話をするなど、家庭がやすらぎの場となるよう豊かな家族関係を築きましょう。

- (1) 家族がお互いにあいさつを交わす習慣を付けよう。
- (2) 食事のときはテレビを消す、スマートフォンを使わないなど、家族で落ち着いて話をする機会をつくろう。
- (3) 保護者が従事している仕事のことや地域のことを積極的に子どもに話をして、子どもに生きる意義、地域との関わりの大切さを伝えよう。
- (4) 子どもの話をしっかり聴いて、子どもの思いや考えを受け止めよう。
- (5) できるだけ家族そろって食事をとるようにしよう。
- (6) 家族全員で共通の行事について話し合い、一緒に活動できる機会を持とう。

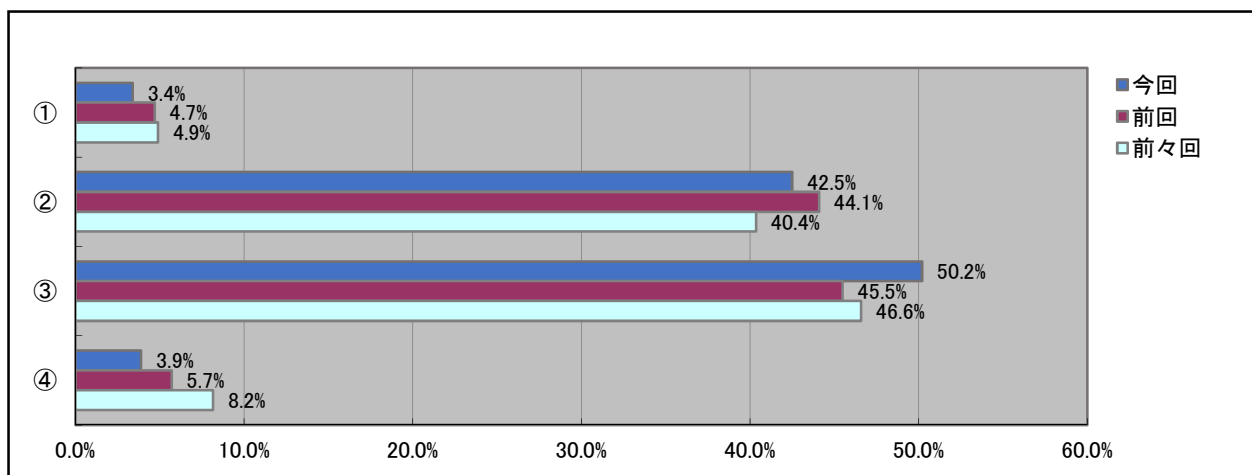
◇アンケート調査：家族と一緒に食事をしますか。

〔回答：①朝食のとき ②夕食のとき ③朝・夕とも ④しない〕

《小学5年生》



《中学2年生》



## 7. 家庭のルール・社会のルールを身に付けよう (家庭)

家族で話し合った約束ごとをお互いが守ることを通して、自分を律しルールを重んじる心が育ちます。子どもの発達に応じて、守るべきルールを丁寧に伝える努力が大切です。また、子どもが家庭で役割を担うことは、自立への第一歩です。

- (1) 子どもの良いところはしっかりと褒め、悪いことやしてはいけないことをしたときは、きちんと注意しよう。
- (2) 大人自らが、社会のルールやあいさつ、言葉づかい、他人への思いやりなど子どもの模範となる礼儀や基本的な生活習慣を子どもに示そう。
- (3) 隣人へのあいさつなどを通し、保護者自身が身近な人のことを知ろう。
- (4) 家族の一員として子どもに役割を持たせ、家事に参加させよう。

## 8. 基本的な生活習慣を身につけさせよう (家庭)

家庭では子どもたちがきちんとした生活習慣を身に付けられるよう根気よくしつけることが大切です。

- (1) 家族全体で生活のリズムを整え、規則正しい生活をし、決まった時間に朝食をとることができるようにならう。
- (2) 子どもに十分な睡眠と、早寝早起きの習慣を身に付けさせよう。

### 数値目標項目

家で何かを決める時あなたの意見を聞いてもらえますか。(数値は「聞いてもらえる」割合)

学 年	第4次計画策定時の現状値及び目標値		第5次計画策定時の現状値及び目標値	
	H29年現状値	R3年目標値	R3年現状値	R6年目標値
小学5年生	69.9%	73.0%	71.9%	75.0%
中学2年生	61.6%	65.0%	72.2%	75.0%

## Ⅲ 守られる

### 子どもの健やかな育ちを守るために

条例第12条 子どもは、安心して育つために、虐待をはじめ、身体的及び精神的に有害な環境から保護される権利を有するとともに、プライバシーが守られ、名誉及び信用が傷つけられないことが保障される。

## 行動計画

市や学校等は、子どもの権利に関わる相談や支援を行います。また、地域や関係団体と連携して子どもが安心して、安全に暮らせるまちづくりに努めます。

### 1. いじめ、虐待はしません、許しません

人をいじめることは人間として許されない行為です。いじめ・虐待から子どもを守る体制の充実、地域との連携強化を進めます。

(1) いじめには毅然とした態度で対応します。いじめを許さない心情といじめをなくす実践力を育てます。

- ・生命や人権を尊重する態度、あらゆる差別をなくそうとする意欲と実践力を育む人権教育を推進します。
- ・「名張市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめを許さない心情といじめをなくす実践力を育てる教育を推進します。

(2) 虐待についての理解を深める啓発活動を行います。

- ・虐待防止に係る啓発活動を強化します。

(3) 地域住民、関係機関との連携による虐待防止体制を充実します。

- ・要保護児童及びDV被害者等の適切な保護を図るために、関係機関と連携し、未然防止、早期発見、早期対応、再発防止に向けて積極的に取り組みます。
- ・母子保健と子育て支援の取組を医療機関、福祉機関や教育機関をはじめとして、地域づくり組織等を含めた多様な主体との連携を強化し、名張版ネウボラとして妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行うことで児童虐待の発生予防に努めるとともに、養育支援に積極的に取り組みます。

### 2. 地域とともに子どもを守ります

今、子どもを取り巻く社会では、子どもの健全育成に有害な事象が増えています。地域と連携して有害な環境や犯罪、事件から子どもを守る取組を進めます。

(1) 有害図書や薬剤など、子どもを取り巻く有害環境の浄化を進めます。

- ・子どもの犯罪被害防止意識の醸成、子どもを見守るパトロール等の推進等による子どもを取り巻く有害環境浄化活動に努めます。

(2) 子どもの安全を確保する取組を進めます。

- ・危機管理マニュアルに基づき学校等の安全対策を充実します。
- ・地域と情報を共有し、連携する体制を整えます。



- ・学校等における防犯、交通安全等の学習や行事を支援し、学校の危機管理についての理解を深めるとともに、地域を挙げて組織的に子どもを見守り育てるシステムを構築します。
- ・学校等における防災教育を推進します。
- ・子どもや子ども連れの保護者の視点に立った道路交通環境の整備を推進するとともに、通学路をはじめとした安全・安心な道路整備を進めるため、三重県公安委員会や関係機関と協議を重ねます。
- ・家庭内での事故予防に対する保護者の意識を高める啓発を進めます。
- ・子どもが不慮の事故にあった際に適切な救急処置ができるよう、学校等の職員のほか、広く地域を対象に知識と技術の習得の機会を拡充します。

**(3) 喫煙防止、薬物乱用防止教育や性教育、デートDV防止教育など、子どもに身近で、より深刻な課題に取り組みます。**

- ・児童生徒に対し、関係機関と連携し、薬物乱用防止教室や性教育、デートDV防止教育、生活習慣病予防等の教室を開催します。

※「デートDV」:恋人間での体、言葉、態度による暴力のことをいい、親密な相手を思い通りに動かすために使われるあらゆる種類の暴力のことです。

**(4) 子どもの権利侵害に対する相談、援助及び救済体制を充実します。**

- ・子どもの権利の侵害に対し、子ども相談室など救済・支援体制の充実を図ります。

## 行動指針

子どもの安全を守ることは家庭の役割であり、地域の支援が必要です。

子どもにとって有害となる環境の認識とその対応を家庭、地域で考え、子どもを守りましょう。

### 1. 地域ぐるみの見守りと支援の輪をつくろう (地域)

隣近所の安心・安全をお互いに守りあい、そのための結び付きを深めましょう。

**(1) 日頃から地域住民同士の結びつきを深めるなかで子どもを見守り、いじめ・虐待などの発生防止に努めよう。**

**(2) 子どもの安全を地域で見守ろう。**

- ・地域の子どもたちへ「おはよう」「こんにちは」など声掛けしよう。
- ・通学路や公園を点検し、犯罪や事故が起こりにくい環境にしよう。
- ・登下校の見守りや「子どもを守る家」に参加しよう。

### 2. 子どもの見守りに企業も参加しよう (企業)

地域の安心・安全に積極的に取り組み、子どもが安心して、安全に暮らせるまちづくりに貢献しましょう。

**(1) 仕事の中で、できるだけ登下校等の子どもたちへの目配りや声掛けを行ったり、子どもが不安を感じて駆け込める店として協力しよう。**

**(2) 仕事で車を運転する機会に、子どもを見守るパトロール活動に協力しよう。**

### 3. 家庭から有害環境をなくし、プライバシーを守ろう（家庭）

あらゆる情報があふれる中で、家庭でもインターネットなどの情報内容に関心を持ち、子どもが有害な情報に触れることがないように配慮する必要があります。

(1) 子どもの成長に有害な図書や情報に近づけないようにしよう。

- ・子どもに有害な本や新聞等は家庭には持ち込まないようにしよう。
- ・子どもたちのスマートフォンやインターネットの利用状況を把握し、トラブルや犯罪被害から守ろう。
- ・フィルタリングサービスを利用し、有害情報から子どもを守ろう。

(2) 成長に応じて、子どものプライバシーが保たれるよう配慮しよう。

※「フィルタリングサービス」:違法・有害な情報を選んで排除するサービスのことをいいます。

#### 数値目標項目

名張市に、子どもが困った時に相談できる「子ども相談室」があることを知っていますか。(数値は「知っている」割合)

学 年	第4次計画策定時の現状値及び目標値		第5次計画策定時の現状値及び目標値	
	H29年現状値	R3年目標値	R3年現状値	R6年目標値
小学5年生	65.7%	69.0%	54.5%	75.0%
中学2年生	70.6%	74.0%	51.8%	75.0%

## IV 参加する

### 子どもが自ら社会に参加するために

条例第13条 子どもは、自由に自己の表現や意見を表明する権利を有し、そのための十分な機会が得られ、また仲間づくり及び健全な集いの自由が認められる。

### 行動計画

市や学校等は、子どもたちに、様々な体験ができる機会と場を提供するとともに、学校施設を地域の行事に活用できるように努めます。

#### 1. 子どもが、積極的に参画できる機会と場を広げます

子ども自身が考え、行動することが「生きる力」となります。子どもが受身でなく能動的に活動できる機会と場の提供が子どもを育みます。

- (1) 市政について、子どもの意見を求める子ども会議を開催します。
  - ・子どもの意見を市政に反映させるため、子ども会議を開催します。
- (2) 子どもによる企画、運営等、子どもの自主的な活動を支援します。
  - ・子ども主体の催しである「ぱりっ子広場」を子どもの自主的参加により開催します。
- (3) 学校内外の諸行事や諸活動に子どもの意見を反映させます。
  - ・学校行事、児童会・生徒会活動や、児童館等での活動に、一人ひとりの子どもが、より積極的に自分の意見を表現できる取組を推進します。
- (4) 学級会、児童会等、子どもの自治的な活動を支援します。
- (5) 未就園の子どもを対象とした施設の開放や遊び場を増やし、サークル活動を支援します。
  - ・子育てサークルの育成支援に努めます。

#### 2. 居場所を確保し、体験活動を支援します

子どもが、様々な体験活動をすることは、子どもが自ら考え、判断し、行動する力や思いやりのある心を育みます。

市は、子どもを育てる活動を支援するほか、子どもの健やかな成長を図るため、子どもの様々な体験活動の充実や健全育成活動を進めていきます。

- (1) 子どもが人間関係を築き、安心して心を開いて話せる居場所の確保に努めます。
  - ・一人ひとりの子どもにとって、居心地の良い学級集団づくりを進めます。
  - ・放課後子ども教室については、地域の実情に応じた多様な運営により、事業の充実を図ります。
  - ・放課後児童クラブの運営については、各地域に設置された運営委員会と連携を図り、更なる放課後児童対策の充実を進めます。
  - ・放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を更に図りながら、余裕教室等の活用を踏まえ、一体的な運用についても検討します。
  - ・学校や地域と連携し、子どもが気軽に集まれる場所の確保に努めます。
  - ・学校や家庭と異なる子どもの居場所として、子ども食堂等の確保に努めます。

(2) 地域で行う子どもの体験活動を支援するため、情報の提供や、事業の円滑な実施を支援します。

- ・市民主体の青少年健全育成活動の充実に努めます。

(3) 様々な体験の中から人と人との触れ合いを通して生きる力を身に付ける体験活動を充実します。

- ・様々な体験ができる場や、心に感動を覚えることができるような機会を提供します。
- ・地域における子どもの社会奉仕を進めます。

## 行動指針

子どもがいろいろな場に参加することは、活動を通して人とのつながりが広がるばかりでなく、子どもが社会性を身に付けることや、自己を高めることにつながります。

### 1. 出会いの場をたくさんつくろう (地域)

放課後や休日に、異年齢の友だちや地域の大人と一緒に様々な触れ合いや体験をすることができる場として、子どもの「居場所」を設けましょう。

(1) 地域の行事などについて話し合う「子ども集会」や「子どもと大人の集会」を開こう。

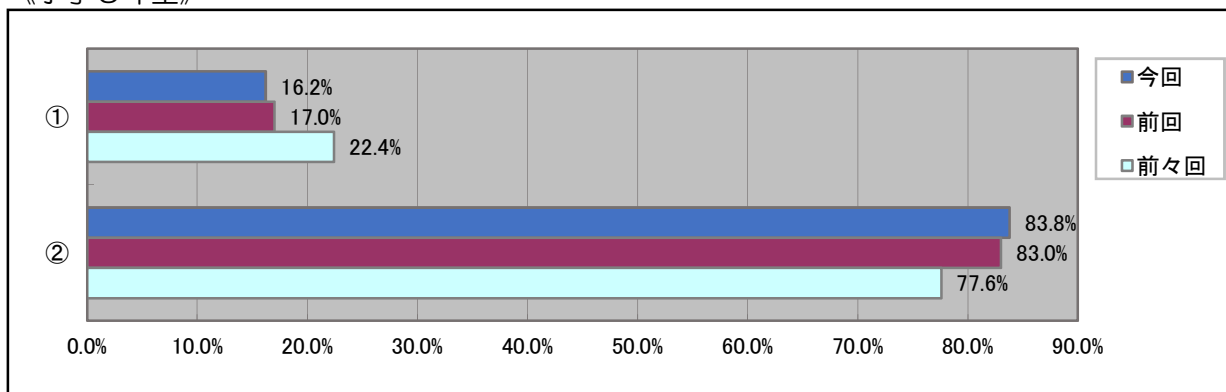
- ・大人と子どもが討議した意見を地域の活動に反映させよう。
- ・中高生が子どものまとめ役となりながら、一緒に知恵を出し合おう。
- ・地域に大人と子どもによる遊びの場を設けよう。
- ・子どもの夢や希望、将来のことなどを語り合う機会と場を設けよう。

(2) 地域の行事、子どもの行事等に家族そろって参加し、「顔見知り家族」の輪を広げよう。

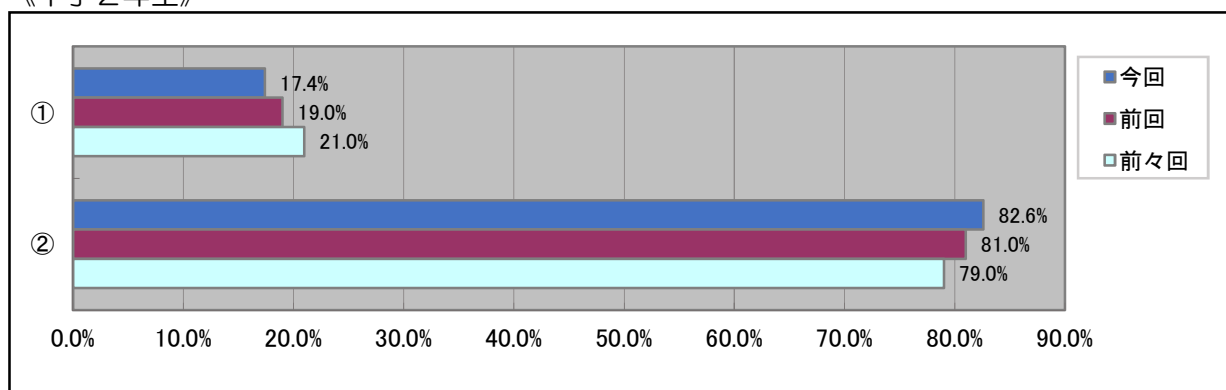
(3) 大人が子どもの良き先輩として、子どもの相談に乗ろう。

◇アンケート調査：地域のことにしても子どもの意見を聞いてほしいと思うことはありますか。  
 [回答:①ある ②ない]

《小学5年生》



《中学2年生》



## 2. 多くの出会いの場で、子どもを育もう（家庭）

多くの人との出会いとつながりの中でこそ、大人も子どもも成長できます。

子どもの意欲と関心を引き出し、高める様々な体験の場と機会を持ち、感動する心を育て個性を育みましょう。

- (1) 子どもの関心事を大切にし、意欲を伸ばす機会をつくろう。
- (2) 保護者の一生懸命な姿を子どもに示そう。
- (3) 地域での子どもが係わる活動やスポーツ活動への自主的な参加を支援しよう。
- (4) 自立への試みや自己表現ができるよう、多くの人と出会える地域活動や学校行事等に家族が進んで参加しよう。
- (5) 保護者が地域活動に積極的に参加しよう。

### 3. いろいろな方法で自分を表現し、自分を高めていこう

そのことによって、周りの人に迷惑を掛けたり、傷付けたりしないように気を付けよう（子ども）

自分の好きなこと、得意なことで自分を表現し、他人から認められることは自分に自信を持つことができ、生きていることの素晴らしさを感じることができます。

一人よがりになったり、人に迷惑を掛けたり、傷付けたりしないよう、他人を尊重し、自分の「一生懸命」に取り組もう。

（１）自分の意見を言う時は責任を持ち、周りの人の意見も大切にしよう。

※一生懸命とは、1か所の領地(土地)を命を懸けて生活の頼みにする「一所懸命」から、命がけで物事をする事、また、そのさまをいいます。ここでは、「一所懸命」＝「一生懸命」に取り組めることがらを一人ひとりが見つけ、挑戦し、自分を高めていく大切さをいいます。

#### 数値目標項目

あなたは「ばりっ子会議」に参加したいと思いますか。（数値は「参加したい」割合）

学 年	第4次計画策定時の現状値及び目標値		第5次計画策定時の現状値及び目標値	
	H29年現状値	R3年目標値	R3年現状値	R6年目標値
小学5年生	9.9%	15.0%	12.1%	15.0%
中学2年生	7.6%	10.0%	6.1%	15.0%

## 第4章 教育・保育、地域子ども・子育て支援に係る取組 (第2期名張市子ども・子育て支援事業計画)

### 1. 計画の趣旨

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援法において、市町村は、国の基本指針に基づき、5年を1期とする教育・保育及び放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を定めることとされています。

本市では、平成27年度に策定した第1期の子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援施策を進めてきましたが、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする第2期計画を策定し、乳幼児期の保育・教育の充実や地域における子育て支援、母子の健康の充実など、子どもや家庭を取り巻く様々な課題に対応した、切れ目のない支援を推進します。

なお、本事業計画は、「ばりっ子すくすく計画（第5次）」の第4章に位置付け、他の施策と連携を図りながら、総合的に取組を推進します。

### 2. 教育・保育提供区域の設定

本市においては、必ずしも居住地区に捉われない教育・保育施設の利用実態があり、特に保育所については、通勤途上等での利用を希望するケースも多いのが現状です。

さらに、地域子ども・子育て支援事業についてもその多くが市全域を対象とするものであることや、自動車を利用すれば30分程度で横断できる名張市の地理的条件等も勘案し、市全域を1つの区域として設定することとします。

### 3. 教育・保育の需要量及び確保の方策

#### 【参考1】

保育の必要性の認定区分について

- 1号認定：満3歳以上、幼児期の学校教育のみ（保育の必要性なし）
- 2号認定：満3歳以上、保育の必要性あり
- 3号認定：満3歳未満、保育の必要性あり

#### 【参考2】

需要量の見込み数については、国の手引き等に基づき、おおむね次のように算出しました。（地域子ども・子育て支援事業についても同様）

- (1) 各年度の年齢別児童数を推計。
- (2) 推計児童数及びアンケート結果に基づき、父母の有無や就労状況等による家庭類型別の児童数及び各事業の利用意向率を算出。
- (3) 年齢別・家庭類型別の児童数に利用意向率を乗じて需要量を算出。

(1) 1号認定及び2号認定のうち幼児教育の利用希望が高いと想定されるもの

単位：人

		実施時期				
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①必要量の 見込み	1号認定	549	530	509	489	482
	2号認定 (幼児期の学校教育の 利用希望の強い者)	223	216	207	199	196
	計	772	746	716	688	678
②確保量	幼稚園・認定こども園	968	968	968	968	968
	確認を受けない幼稚園	420	420	420	420	420
	計	1,388	1,388	1,388	1,388	1,388
②－①		616	642	672	700	710

<確保の具体的方策>

公立・私立幼稚園及び認定こども園の教育部分の定員に余裕があるため、職員体制を整えることで必要量の確保は可能です。

● 3～5歳児の幼稚園・認定こども園（1号）の利用率の推移（見込み）

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
年齢人口	2,050	2,013	2,004	1,936	1,850	1,799	1,736	1,667	1,602	1,579
利用数	996	1,004	897	897	758	772	746	716	688	678
利用割合	48.6	49.9	44.8	46.3	41.0	42.9	43.0	43.0	42.9	42.9

(2) 2号認定（幼児教育の利用希望が高いと想定されるものを除く。）

単位：人

		実施時期				
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①必要量の見込み		991	955	917	883	870
②確保量	保育所・認定こども園	1,049	1,049	1,049	1,049	1,049
	企業主導型保育	5	5	5	5	5
	計	1,054	1,054	1,054	1,054	1,054
②－①		63	99	137	171	184

<確保の具体的方策>

私立保育所の増改築や私立幼稚園の認定こども園移行により、定員が拡大し、一定の保育の受け皿が整備されましたが、幼児教育・保育の無償化による影響の動向等を視野に入れ、必要量を確保しつつ、保育の質や保育環境の維持・向上等に取り組みます。

● 3～5歳児の保育所・認定こども園（2号）等の利用率の推移（見込み）

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
年齢人口	2,050	2,013	2,004	1,936	1,850	1,799	1,736	1,667	1,602	1,579
利用数	917	919	933	954	1,006	991	955	917	883	870
利用割合	44.7	45.7	46.6	49.3	54.4	55.1	55.0	55.0	55.1	55.1



(3) 3号認定のうち、0歳児

単位：人

		実施時期				
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①必要量の見込み		172	173	170	165	161
②確保量	保育所・認定こども園	127	127	127	127	127
	地域型保育	43	43	43	43	43
	企業主導型保育	1	1	1	1	1
	計	171	171	171	171	171
②－①		▲1	▲2	1	6	10

<確保の具体的方策>

地域型保育事業所の新設や既存施設の改築、認定こども園への移行等により受入枠が拡大しましたが、保育士確保が困難なことから、受入れを縮小している保育施設もあり、保育士の確保を図る必要があります。

また、本市では0～2歳の低年齢児を中心に待機児童が生じている状況があり、今後の児童数の推移等を注視しながら、保育士確保と併せて、既存の施設や制度を活用した待機児童解消に向けた取組を推進します。

●0歳児の保育所・認定こども園（3号）・地域型保育施設等の利用率の推移（見込み）

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
年齢人口	565	584	565	518	493	505	495	485	472	460
利用数	129	155	163	150	157	172	173	170	165	161
利用割合	22.8	26.5	28.8	29.0	31.8	34.1	34.9	35.1	35.0	35.0

(4) 3号認定のうち、1・2歳児

単位：人

		実施時期				
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①必要量の見込み		612	610	617	610	601
②確保量	保育所・認定こども園	511	511	511	511	511
	地域型保育	124	124	124	124	124
	企業主導型保育	3	3	3	3	3
	計	638	638	638	638	638
②－①		26	28	21	28	37

<確保の具体的方策>

地域型保育事業所の新設や既存施設の改築、認定こども園への移行等により受入枠が拡大しましたが、保育士確保が困難なことから、保育士の確保を図る必要があります。

また、待機児童や今後の児童数の推移等を注視しながら、既存の施設や制度を活用した待機児童解消に向けた取組を推進します。

●1～2歳児の保育所・認定こども園（3号）・地域型保育施設等の利用率の推移（見込み）

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
年齢人口	1,325	1,260	1,181	1,176	1,134	1,056	1,043	1,046	1,026	1,002
利用数	485	496	571	611	623	612	610	617	610	601
利用割合	36.6	39.4	48.3	52.0	54.9	58.0	58.5	59.0	59.5	60.0

### [3歳未満児の保育利用率の目標値]

上記計画に基づく、各年度の3歳未満児総数に占める保育の確保量の割合（保育利用率の目標値）は以下のとおりです。

#### 【第1期計画取組実績（平成27年度～平成31年度）】

単位：％

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
保育利用率（目標）	30.1	33.1	37.6	43.2	43.4
（実績）	32.5	35.3	42.0	44.9	47.9

#### 【第2期計画取組目標（令和2年度～令和6年度）】

単位：％

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
保育利用率	50.2	50.9	51.4	51.7	52.1

## 4. 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

### （1）時間外保育事業

【事業概要】 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間に保育所等において保育を実施する事業

単位：人／月

	実施時期				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①必要量の見込み	536	522	510	494	485
②確保量	536	522	510	494	485
②－①	0	0	0	0	0

<確保の具体的方策>

職員体制を整えることで対応可能です。

### （2）放課後児童健全育成事業

【事業概要】 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

単位：人

		実施時期				
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①必要量の見込み	低学年	675	665	653	640	617
	高学年	71	70	69	69	67
②確保量	低学年	675	665	653	640	617
	高学年	71	70	69	69	67
②－①	低学年	0	0	0	0	0
	高学年	0	0	0	0	0

<確保の具体的方策>

今後、受入れ児童数の増加が見込まれるクラブについては、支援の単位の分割等に応じ、小学校の余裕教室等の活用による施設の確保及び専用施設の整備を行うとともに、子育て支援員研修の放課後児童コースの開催等により、支援員等職員の確保を図ります。

### (3) 子育て短期支援事業

【事業概要】 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業

単位：人日（年間の利用人数×利用日数）

	実施時期				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①必要量の見込み	48	48	48	48	48
②確保量	48	48	48	48	48
②－①	0	0	0	0	0

<確保の具体的方策>

現状では利用がほとんどありませんが、委託先も複数あることから対応は可能です。

### (4) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

単位：人回（月間の利用人数×利用回数）

	実施時期				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①必要量の見込み	2,550	2,513	2,501	2,447	2,388
②確保量	(5か所) 2,550	(5か所) 2,513	(5か所) 2,501	(5か所) 2,447	(5か所) 2,388
②－①	0	0	0	0	0

<確保の具体的方策>

こども支援センターかがやき、子育て支援センターつくし及びマイ保育ステーションにおいて、引き続き必要量に応じた確保を行います。

### (5) 一時預かり事業

【事業概要】 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う事業

#### ア. 幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

単位：人日（年間の利用人数×利用日数）

	実施時期				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①必要量の見込み	22,113	21,338	20,490	19,691	19,408
②確保量	22,113	21,338	20,490	19,691	19,408
②－①	0	0	0	0	0

<確保の具体的方策>

各園の職員体制の確保を図ることで、対応は可能です。

#### イ. 保育所における一時預かり及びファミリー・サポート・センター事業（未就学児）

**【事業概要】** ファミリー・サポート・センター事業

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

単位：人日（年間の利用人数×利用日数）

		実施時期				
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①必要量の見込み		3,767	3,687	3,631	3,533	3,459
②確保量	保育所	2,852	2,792	2,749	2,675	2,619
	ファミリー・サポート・センター	915	895	882	858	840
	計	3,767	3,687	3,631	3,533	3,459
②－①		0	0	0	0	0

<確保の具体的方策>

地域型保育施設において、定員に空きがある場合に一時預かりの児童を受け入れる「余裕活用型一時預かり」を実施するなどにより、必要量の確保を図ります。

(6) 病児・病後児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業）

**【事業概要】** 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が保育を行う事業。

単位：人日（年間の利用人数×利用日数）

		実施時期				
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①必要量の見込み		724	706	689	668	655
②確保量	病児・病後児保育	867	867	867	867	867
	ファミリー・サポート・センター	30	30	30	30	30
	計	897	897	897	897	897
②－①		173	191	208	229	242

<確保の具体的方策>

病児・病後児保育事業については、平成26年度から1施設にて事業を開始しています。アンケート結果による必要量は1日当たり約 7 人となりますが、実際の1日平均利用者数は2名未満で推移しています。このため、必要量を現在の受入れ可能数 867 人(1日3人×289 日)にファミリー・サポート・センター事業による対応分を加える形で設定し、病気の流行期の利用状況等に応じて、必要な対応を行うこととします。

## (7) ファミリー・サポート・センター事業（就学児）

単位：人日（年間の利用人数×利用日数）

	実施時期				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①必要量の見込み	70	67	64	63	60
②確保量	70	67	64	63	60
②－①	0	0	0	0	0

### <確保の具体的方策>

支援が必要な児童の送迎など、現在の利用状況に基づく必要量を確保するとともに、引き続き子育て支援員研修を実施するなど、援助会員の確保に取り組みます。

## (8) 利用者支援事業

【事業概要】身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

単位：か所

		実施時期				
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①必要量の見込み	基本型・特定型	15	15	15	15	15
	母子保健型	1	1	1	1	1
②確保量	基本型・特定型	15	15	15	15	15
	母子保健型	1	1	1	1	1
②－①	基本型・特定型	0	0	0	0	0
	母子保健型	0	0	0	0	0

### <確保の具体的方策>

健康・子育て支援室と市内15か所ある「まちの保健室」において兼任の職員を配置し、各種子育て支援事業の利用に係る情報提供、相談、支援を行います。

## (9) 妊婦健康診査

【事業概要】妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

単位：人回（年間の利用人数×利用回数）

	実施時期				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①必要量の見込み	6,060	5,940	5,820	5,670	5,520
②確保量	6,060	5,940	5,820	5,670	5,520
②－①	0	0	0	0	0

### <確保の具体的方策>

妊婦の健康管理と安心・安全な妊娠・出産に向け、妊娠健康診査受診票を交付し、妊娠期間中14回まで無料で健診が受診できるよう支援を行います。

平成24年度において、年間8,139人回の健康診査を行った実績があり、対応は可能です。

## (10) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

単位：人

	実施時期				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①必要量の見込み	505	495	485	472	460
②確保量	505	495	485	472	460
②－①	0	0	0	0	0

### <確保の具体的方策>

主任児童委員による乳児家庭への訪問を行い、育児の不安や悩みの聴取、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握・助言を行います。平成25年度において、年間674人の乳児家庭訪問を行った実績があり、対応は可能です。

## (11) 養育支援訪問事業

【事業概要】養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

単位：人

	実施時期				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①必要量の見込み	420	420	420	420	420
②確保量	420	420	420	420	420
②－①	0	0	0	0	0

### <確保の具体的方策>

平成26年度から取り組んでいる保健師等による産前・産後の相談支援、産後ケアの充実を図る名張版ネウボラ事業等により対応を図ります。

## (12) 実費徴収に係る補足給付事業

【事業概要】子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園において、保護者が支払うべき副食費等の実費徴収に対し、低所得世帯等を対象に費用の一部を助成する事業

単位：人

	実施時期				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①必要量の見込み	70	70	70	70	70
②確保量	70	70	70	70	70
②－①	0	0	0	0	0

### <確保の具体的方策>

私立幼稚園（新制度未移行）に在園する、①年収360万円未満相当世帯、②第3子以降の子ども（名張市在住の子どもについては、保護者が扶養している者のうち、高校卒業まで（18歳に達する日以降

最初の3月31日まで)の子どものうち、最年長の児童を1人目とし、3人目以降となる全ての子ども(名張市3人目プロジェクト対象者))について、副食費に係る実費を市から補助します。

## 5. 教育・保育の一体的提供の推進

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。現在、名張市には保育所(園)から認定こども園に移行した施設が3園、私立幼稚園から認定こども園に移行した施設が2園あります。保育所の待機児童対策としての効果も期待できることから、市内の私立幼稚園や私立保育所の運営法人に対し適宜情報提供を行うなど、引き続き幼稚園から認定こども園への移行を支援していきます。

また、乳幼児期の発達は、連続性を有するものであり、発達段階に応じた教育・保育等の安定的な提供が必要です。このため、教育・保育施設と満3歳未満児対象の地域型保育事業所との連携を促進するとともに、小学校等との連携も強化するべく、各関係機関による連絡会議や合同で研修・交流する機会等の充実を図ります。

## 6. 保育士の確保に向けて

全国的に保育士の確保が困難な状況がある中、本市においては平成27年度より、市主催による「名張市保育士・幼稚園教諭就職フェア」を開催し、保育士確保に向けた法人支援を行っています。

今後は、潜在保育士の活用に力を入れ、復職希望者向けの研修や保育実習等を組み込んだプログラムを作成し、復職に向けたバックアップ体制を整えます。

また、宿舍借上げ支援事業など、処遇改善を始めとする労働環境の整備、改善に向けた支援を行います。

## 7. 教育・保育等の質の確保及び向上に向けて

### (1) 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等との円滑な接続の推進

子どもの発達や学びの連続性を保障するために、「幼児期の教育(幼稚園・保育所・認定こども園における教育)」と「児童期の教育(小学校の教育)」が円滑に接続し、連続的に教育が行われるように、平成28年度より3年間、幼児教育の推進体制の構築を図るため、教育委員会と連携して調査研究を実施しました。

この取組の中では、幼児期と児童期のスムーズな接続を実現するために「幼児教育アドバイザー」を配置するとともに、指導内容や指導方法を明確にするための接続期のカリキュラム「しっかりつながり育ちのバトンカリキュラム」を作成しました。

平成30年度からは、元教諭による「ぱりっ子ピカピカ小1学級プロジェクト(ピカ1学級)」との連携により、接続カリキュラムにおける保育実践を、巡回の中で出前保育的に行い、実践検討を行っています。

引き続き幼児教育アドバイザーの巡回により、接続カリキュラムに基づく保育実践について、助言・指導を行うとともに、各園で接続カリキュラムの実践を推進するための園内リーダーの育成に取り組めます。

### (2) 教育センターを拠点とした部署間連携と研修の充実による資質向上

名張市子どもセンター内には教育センター(教育)、子ども発達支援センター(福祉)、児童発達支援センターどれみ(療育)を配置し、日頃より連携を図っています。

幼児教育推進の拠点を教育センターとし、幼児教育アドバイザーを配置して、情報交換やカリキュラムの作成、検討会、研修会を行うなど、教育委員会と福祉子ども部の連携により幼児教育センターの機能を補完しています。

また、教育センターは、教育関係、保育関係職員の研修の場にもなっており、幼児教育・保育の質の向上に向けた研修を計画的に実施しています。

今後も引き続き、幼児教育アドバイザーの巡回を実施するとともに、公開保育、公開授業を継続して実施し、相互理解を深め合い、部署間連携による研修を行うことで資質向上を図ります。

### (3) 指導監督・評価の実施

特定教育・保育施設等に対して実施する必要がある指導監督については、三重県と連携を図り、施設の負担軽減を図るため、同一の日に実施しているところです。

今後、更に監査の際に求める資料・様式の統一化や重複する一部の監査項目について省略を行うなど、負担軽減を図るとともに、集団指導・実施指導の適切な組合せを検討し、効果的な監査指導となるよう努めていきます。

### (4) 自己評価、第三者評価を通じた運営改善

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領には、子どもの内面や育ちの理解を踏まえて、教育・保育内容等の自己評価を行うよう示されています。

職員自身が行う教育・保育内容等の自己評価と、施設全体が組織として行う保育内容等の自己評価を行い、教育・保育の向上につなげていくことが重要です。

また、評価結果の報告や公表が努力義務とされていることを踏まえ、「保育所における自己評価ガイドライン」や「幼稚園における学校評価ガイドライン」、「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」について周知を行うなど、各施設が運営改善に生かせるよう支援を行います。

### (5) 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など、外国につながる幼児の増加が見込まれることから、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう対応を進めます。

- ・教育・保育、子育て支援に関する情報を、外国語でホームページに掲載します。
- ・外国につながる幼児を受け入れている教育・保育施設に対し支援を行います。

## 8. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施等

令和元年10月1日より、国の制度に基づいて、3歳から5歳児クラスまでの全ての子ども及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもを対象に、教育・保育施設等の利用料を無償化しています。また、私学助成幼稚園、認可外保育施設の保育料や、幼稚園の預かり保育の利用料等に対する給付制度が、「子育てのための施設等利用給付」として新たに制度化されました。

こうした制度の内容について、保護者に分かりやすく情報提供を行うとともに、対象施設等との連携・調整を図りながら、適正かつ円滑な制度運用に努めます。

また、本市では、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備するために、「名張市子ども3人目プロジェクト」を立ち上げ、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、高校卒業まで(18歳に達する日以降最初の3月31日まで)の子どものうち、第3子以降の子どもについて、教育・保育施設の保育料の無償化を実施しています。

この第3子以降の保育料無償化事業は、令和元年10月以降も0歳から2歳児クラスの子どものについて継続実施するとともに、3歳から5歳児クラスの子どものについては、実費負担となった副食費について本事業を適用し、多子世帯の負担軽減を図ります。



## 【参考資料】 第1期名張市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

### 1. 教育・保育の需要量及び確保の方策

#### (1) 1号認定及び2号認定のうち幼児教育の利用希望が高いと想定されるもの

##### ①【第1期計画（量の見込みと確保方策）】

単位：人

		実施時期				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
①必要量の 見込み	1号認定	618	618	693	698	698
	2号認定	382	387	269	270	270
	計	1,000	1,005	962	968	968
②確保量		1,460	1,463	1,463	1,478	1,478
②－①		460	458	501	510	510

#### <確保の具体的方策>

平成28年4月1日現在の入園児童数は、公立が145人、私立が860人の計1,005人でしたが、公立・私立ともに定員（公立350・私立1,113）に余裕があるため、職員体制を整えることで必要量の確保は可能です。

##### ②【第1期計画取組実績（平成27年度～令和元年度）】

単位：人

		実施時期				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
①利用実績	幼稚園 (1号認定・未移行)	996	1,001	894	661	444
	認定こども園 (1号認定)	—	3	3	236	314
	計	996	1,004	897	897	758
②確保実績		1,460	1,463	1,463	1,433	1,388
②－①		464	459	566	536	630
③確保実績（前年度比）			3	0	▲30	▲45
認定こども園移行施設			富貴の森3		名張よさみ幼 ▲30	つつじ幼▲75 蔵持15 みはた15

○各年度、利用実績は3月1日時点（令和元年度は9月1日時点）、確保実績は4月1日時点。

\*蔵持こども園は、平成30年9月に認定こども園に移行。利用人数は、令和元年に反映。

（以下同じ。）

#### <取組実績>

私立保育所や私立幼稚園の認定こども園への移行により、受入定員に増減が生じましたが、必要量は確保できました。

(2) 2号認定（幼児教育の利用希望が高いと想定されるものを除く。）

①【第1期計画（量の見込みと確保方策）】

単位：人

	実施時期				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
①必要量の見込み	889	926	919	930	930
②確保量	888	918	918	935	935
②－①	▲1	▲8	▲1	5	5

<確保の具体的方策>

私立保育所の増改築や私立幼稚園の認定こども園化による受入定員の拡充により、必要量の確保を図ります。

②【第1期計画取組実績（平成27年度～令和元年度）】

単位：人

		実施時期				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
①利用実績	保育所 (2号認定)	917	851	865	846	695
	認定こども園 (2号認定)	—	68	68	108	311
	計	917	919	933	954	1,006
②確保実績		888	918	918	983	1,054
②－①		▲29	▲1	▲15	29	48
③確保実績（前年度比）			30	0	65	71
施設整備内訳			富貴の森12 みはた18		名張よさみ幼 60 名張やる気5	つつじ幼60 蔵持17 * みはた▲6

<取組実績>

私立保育所の増改築や私立幼稚園の認定こども園への移行により受入定員を拡充するとともに、定員を超えて弾力的に子どもの受入れを行うことで、必要量の確保を行いました。

(3) 3号認定のうち、0歳児

①【第1期計画（量の見込みと確保方策）】

単位：人

		実施時期				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
①必要量の見込み		108	139	142	144	144
②確保量	保育所	102	120	123	133	133
	地域型保育	5	10	18	28	28
②－①		▲1	▲9	▲1	17	17

<確保の具体的方策>

私立保育所並びに小規模保育及び事業所内保育といった地域型保育事業所の新規開設を始め、私立保育所の増改築や私立幼稚園の認定こども園化による受入定員の拡充により、必要量の確保を図ります。

②【第1期計画取組実績（平成27年度～令和元年度）】

単位：人

		実施時期				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
①利用実績	保育所（3号認定）	119	97	100	77	38
	認定こども園（3号認定）	—	18	18	21	33
	地域型保育（3号認定）	10	40	37	47	34
	企業主導型（3号認定）	—	—	8	5	3
	計	129	155	163	150	108 (157*)
②確保実績		109	129	157	170	171
②－①		▲20	▲26	▲6	20	63
③確保実績（前年度比）			20	28	13	1
施設整備内訳			富貴の森6 みはた12 マザー2	つつじ保3 くれよん1 マザー3 ニチイ6 かな15	名張よさみ幼3 第二かな6 マザー▲3 スマイル6 名張やる気1	つつじ保3 蔵持7 みはた▲9

\*年度内育休予約児を含む。

<取組実績>

私立保育所の増改築や私立幼稚園の認定こども園への移行による受入定員の拡充、また地域型保育事業所の新規開設により、受入定員の拡充を図りました。

(4) 3号認定のうち、1・2歳児

①【第1期計画（量の見込みと確保方策）】

単位：人

		実施時期				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
①必要量の見込み		467	492	521	523	523
②確保量	保育所	415	434	448	486	486
	地域型保育	46	46	67	92	92
②－①		▲6	▲12	▲6	55	55

<確保の具体的方策>

0歳児同様、施設の増改築や地域型保育の推進に努めることで必要量の確保を図ります。

②【第1期計画取組実績（平成27年度～令和元年度）】

単位：人

		実施時期				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
①利用実績	保育所（3号認定）	445	405	444	428	332
	認定こども園（3号認定）	—	46	46	73	157
	地域型保育（3号認定）	40	45	67	98	100
	企業主導型（3号認定）	—	—	14	12	14
	計	485	496	571	611	603 (623*)
②確保実績		473	495	529	602	638
②－①		▲12	▲1	▲42	▲9	35
③確保実績（前年比）			22	34	73	36
施設整備内訳			富貴の森9 みはた10 マザー3	つつじ保14 くれよん4 マザー▲3 ニチイ13 かな6	名張よさみ幼27 ひやわん12 第二かな13 マザー5 スマイル13 名張やる気3	つつじ保10 つつじ幼15 蔵持11

\*年度内育休予約児を含む。

<取組実績>

私立保育所の増改築や私立幼稚園の認定こども園化による受入定員の拡充、また地域型保育事業所の新規開設により、受入定員の拡充を図りました。

2. 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

(1) 時間外保育事業

①【第1期計画（量の見込みと確保方策）】

単位：人

	実施時期				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
①必要量の見込み	438	331	380	380	380
②確保量	438	331	380	380	380
②－①	0	0	0	0	0

<確保の具体的方策>

職員体制を整えることで対応可能です。

②【第1期計画取組実績（平成27年度～令和元年度）】

単位：人

	実施時期				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
①利用実績	438	331	423	453	—
②確保実績	438	331	423	453	—
③実施状況	市内16園において、延長保育を実施。 (公立保育所1、私立保育所7、私立認定こども園4、地域型保育事業4)				

(2) 放課後児童健全育成事業

①【第1期計画（量の見込みと確保方策）】

単位：人

		実施時期				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
①必要量の 見込み	低学年	440	474	519	530	560
	高学年	71	77	70	70	80
②確保量	低学年	440	474	519	530	560
	高学年	71	71	70	70	80
②－①	低学年	0	0	0	0	0
	高学年	0	▲6	0	0	0

<確保の具体的方策>

今後の受け入れ児童数の増加に伴うクラブの支援の単位の分割等に応じ、小学校の余裕教室等の活用による施設の確保及び専用施設の整備を行います。

②【第1期計画取組実績（平成27年度～令和元年度）】

単位：人

		実施時期				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
①利用実績	低学年	440	474	519	569	608
	高学年	71	71	70	71	81
②確保実績	低学年	440	474	519	569	608
	高学年	71	71	70	71	81
③実施状況	14の小学校区全てにおいて、地域の方を中心に組織された運営委員会に放課後児童クラブの運営を委託し事業を実施。					

(3) 子育て短期支援事業

①【第1期計画（量の見込みと確保方策）】

単位：人日（年間の利用人数×利用日数）

		実施時期				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
①必要量の 見込み		119	42	48	48	48
②確保量		119	42	48	48	48
②－①		0	0	0	0	0

※事業の実施委託先は、名張厚生協会（名張養護学園）、津市社会福祉事業団及び三重県清暉会

<確保の具体的方策>

現状では利用がほとんどありませんが、委託先も複数あることから対応は可能です。

②【第1期計画取組実績（平成27年度～令和元年度）】

単位：人日（年間の利用人数×利用日数）

		実施時期				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
①利用実績		40	35	28	43	29*
②確保実績		40	35	28	43	29*
③実施状況	計画策定時の委託先（名張厚生協会（名張養護学園）・津市社会福祉事業団・三重県清暉会）を維持し、継続実施。平成27～30年度の延べ利用日数は平均37人日。					

\*令和元年度は8月まで

(4) 地域子育て支援拠点事業

①【第1期計画（量の見込みと確保方策）】

単位：人回（月間の利用人数×利用回数）

	実施時期				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
①必要量の見込み	2,722	2,832	3,082	3,103	3,103
②確保量	2,722	2,832	3,082	3,103	3,103
②－①	0	0	0	0	0

<確保の具体的方策>

平成27～28年度において、こども支援センターかがやき、子育て支援センターつくし及びマイ保育ステーションにおいて、必要量に応じた確保を行っています。

また、平成29年度のマイ保育ステーションなないろの開設により、月250人程度の利用増を見込んでいます。

②【第1期計画取組実績（平成27年度～令和元年度）】

単位：人回（月間の利用人数×利用回数）

	実施時期				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
①利用実績	2,550	2,287	2,332	2,297	—
②確保実績	2,550	2,287	2,332	2,297	—
③実施状況	こども支援センターかがやき、子育て支援センターつくし及びマイ保育ステーション(3か所)において実施。平成30年度のこども支援センターかがやきの利用実績は延べ23,832人、マイ保育ステーションの利用実績は延べ3,736人。				

(5) 一時預かり事業

ア. 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

①【第1期計画（量の見込みと確保方策）】

単位：人日（年間の利用人数×利用日数）

	実施時期				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
①必要量の見込み	24,166	23,981	24,000	24,000	24,000
②確保量	24,166	23,981	24,000	24,000	24,000
②－①	0	0	0	0	0

<確保の具体的方策>

現状の利用者数が入園児童の約1割であるのに対し、必要量は2割以上となりますが、各園の職員体制の確保を図ることで対応は可能です。

②【第1期計画取組実績（平成27年度～令和元年度）】

単位：人日（年間の利用人数×利用日数）

	実施時期				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
①利用実績	24,166	23,981	21,370	18,935	—
②確保実績	24,166	23,981	21,370	18,935	—
③実施状況	幼稚園1園、認定こども園5園の計6園で実施。このほか、新制度未移行園1園で実施。				

イ. 保育所における一時預かり及びファミリー・サポート・センター事業（未就学児）

①【第1期計画（量の見込みと確保方策）】

単位：人日（年間の利用人数×利用日数）

		実施時期				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
①必要量の見込み		3,475	4,035	3,050	3,050	3,050
②確保量	保育所	3,178	2,439	2,800	2,800	2,800
	ファミリー・サポート・センター	297	1,596	250	250	250
②－①		0	0	0	0	0

<確保の具体的方策>

保育所においては、各園ともスペースに余裕のない中で、1日おおむね1～2人を限度として一時預かりを実施しているところです。今後、老朽化した施設の増改築を進めるとともに、ファミリー・サポート・センターについても引き続き事業の周知に努め、必要量の確保を図ります。

②【第1期計画取組実績（平成27年度～令和元年度）】

単位：人日（年間の利用人数×利用日数）

		実施時期				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
①利用実績	保育所	3,178	2,439	3,473	2,317	—
	ファミリー・サポート・センター	318	1,669	880	794	—
②確保実績		3,496	4,108	4,353	3,111	—
③実施状況		公立保育所4園、私立保育所8園、私立認定こども園4園、地域型保育事業1園の計17園で、一時預かり事業を実施。				

(6) 病児・病後児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業）

①【第1期計画（量の見込みと確保方策）】

単位：人日（年間の利用人数×利用日数）

		実施時期				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
①必要量の見込み		245	386	882	882	882
②確保量	病児・病後児保育	867	867	867	867	867
	ファミリー・サポート・センター	30	19	15	15	15
②－①		652	500	0	0	0

<確保の具体的方策>

病児・病後児保育事業については、平成26年4月22日から1施設にて事業を開始しています。アンケート結果による必要量は1日当たり約12人となりますが、平成28年度の利用実績では、1日平均で1.3人の利用状況となっています。このため、必要量を暫定的に現在の受入れ可能数867人日（1日3人×289日）にファミリー・サポート・センター事業による対応分を加える形で設定し、今後の利用状況に応じて必要な見直しを行うこととします。

②【第1期計画取組実績（平成27年度～令和元年度）】単位：人日（年間の利用人数×利用日数）

		実施時期				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
①利用実績	病児・病後児保育	215	367	423	492	198 *
	ファミリー・サポート・センター	30	19	21	25	30 *
②確保実績		245	386	444	517	228 *
③実施状況		病児・病後児保育事業は、市内の医療法人（医療法人グリーンズウオード「みらいのこどもクリニック」）に委託し実施。				

\*令和元年度は8月まで

(7) ファミリー・サポート・センター事業（就学児）

①【第1期計画（量の見込みと確保方策）】 単位：人日（年間の利用人数×利用日数）

	実施時期				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
①必要量の見込み	4	9	9	9	4
②確保量	4	9	9	9	4
②－①	0	0	0	0	0

<確保の具体的方策>

小学生や中学生(支援児童)の送迎のニーズが高まっております。現在の利用状況に基づく必要量は最低限確保していく必要があります。

②【第1期計画取組実績（平成27年度～令和元年度）】単位：人日（年間の利用人数×利用日数）

	実施時期				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
①利用実績	0	40	67	57	—
②確保実績	0	40	67	57	—
③実施状況	名張市ファミリー・サポート・センター（名張市こども支援センターかがやき）で実施。子育て支援員研修（ファミリー・サポート・センターコース）を実施し、援助会員の育成に努めました。（平成30年度：依頼会員204人・援助会員71人・両方会員20人）				

(8) 利用者支援事業

①【第1期計画（量の見込みと確保方策）】 単位：か所

	実施時期				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
①必要量の見込み	16	16	16	16	16
②確保量	16	16	16	16	16
②－①	0	0	0	0	0

<確保の具体的方策>

健康・子育て支援室と市内15か所ある「まちの保健室」において兼任の職員を配置し、各種子育て支援事業の利用に係る情報提供、相談、支援を行っています。



②【第1期計画取組実績（平成27年度～令和元年度）】

単位：か所

	実施時期				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
①実施実績	16	16	16	16	16
②確保実績	16	16	16	16	16
③実施状況	健康・子育て支援室と市内15か所ある「まちの保健室」において兼任の職員を配置し、各種子育て支援事業の利用に係る情報提供、相談、支援を行いました。				

(9) 妊婦健康診査

①【第1期計画（量の見込みと確保方策）】

単位：人回（年間の利用人数×利用回数）

	実施時期				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
①必要量の見込み	6,981	6,922	7,000	7,000	7,000
②確保量	6,981	6,922	7,000	7,000	7,000
②－①	0	0	0	0	0

<確保の具体的方策>

平成24年度には年間8,139回の健康診査を行った実績があり、対応は可能です。

②【第1期計画取組実績（平成27年度～令和元年度）】

単位：人回（年間の利用人数×利用回数）

	実施時期				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
①利用実績	6,981	6,922	6,583	6,062	—
②確保実績	6,981	6,922	6,583	6,062	—
③実施状況	妊婦の健康管理と安心・安全な妊娠・出産に向け、妊婦に対し、妊娠健康診査受診票を交付。妊娠期間中14回まで無料で健診が受診できるよう支援するなどの取組を実施しました。				

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

①【第1期計画（量の見込みと確保方策）】

単位：人

	実施時期				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
①必要量の見込み	608	591	615	615	615
②確保量	608	591	615	615	615
②－①	0	0	0	0	0

<確保の具体的方策>

平成25年度には674人の乳児家庭訪問を行った実績があり、対応は可能です。

## ②【第1期計画取組実績（平成27年度～令和元年度）】

単位：人

	実施時期				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
①利用実績	592	577	532	494	—
②確保実績	592	577	532	494	—
③実施状況	生後2か月頃までの乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みの聞き取りや、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行いました。 （平成30年度実績：主任児童委員16人・訪問件数494件）				

## (11) 養育支援訪問事業

## ①【第1期計画（量の見込みと確保方策）】

単位：人

	実施時期				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
①必要量の見込み	381	418	420	430	440
②確保量	381	418	420	430	440
②－①	0	0	0	0	0

## &lt;確保の具体的方策&gt;

平成26年度から取り組んでいる産前・産後の相談支援、産後ケアの充実を図る名張版ネウボラ事業により対応を図ります。

## ②【第1期計画取組実績（平成27年度～令和元年度）】

単位：人

	実施時期				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
①利用実績	355	422	330	312	129*
②確保実績	355	422	330	312	129*
③実施状況	育児・家事援助（平成30年度実績20人）、保健師による専門的相談支援（平成30年度実績292人）を実施しました。				

\*令和元年度は8月まで

## 【参考資料：次世代育成支援行動計画関係】

### 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

#### 1. 少子化の状況

我が国においては、急速な少子化が久しく社会問題となっています。一般的に合計特殊出生率が、2.08を下回れば将来の人口は自然減になるといわれており、全国的には平成17年に過去最低の1.26にまで低下し、名張市においては、平成19年にはそれをも下回る1.17の数値となりましたが、以降、両者ともやや回復の兆しがあります。しかし、団塊ジュニア世代の出生減に加え、出産期の女性の人口の減り方が大きいことなどの影響による特殊要因が背景にあり、予断を許さない状況にあります。

名張市における年少人口比率は、ここ数年間12%台を推移しているのに比べ、高齢人口比率は、年々増加傾向にあります。

一世帯当たりの世帯人員は、全国数値を上回るものの3人に満たない数値となっています。

表1 合計特殊出生率の推移 (各年4月1日現在)

	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年
全国	1.46	1.44	1.43	1.42	1.36
三重県	1.51	1.51	1.49	1.54	1.47
名張市	1.45	1.43	1.47	1.35	1.36

表2 名張市の高齢人口比率・年少人口比率 (各年10月1日現在)

	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
高齢人口比率	28.7%	29.8%	30.6%	31.4%	32.2%
年少人口比率	12.6%	12.5%	12.3%	12.1%	12.0%

表3 一般世帯一世帯当たりの世帯人員 (国勢調査：各年10月1日現在)

	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年
全国	2.67	2.60	2.42	2.33	2.21
名張市	3.10	2.90	2.69	2.53	2.38

#### 2. 名張市における子育て支援施策の現状

##### (1) 子育て支援サービスの現状

- ◇ こども支援センターかがやきでは、親子の交流の場の提供、子育てに関する相談、子育てサークルの支援、子育て支援ボランティアの養成等の事業を実施するとともに、地域の広場担当者の交流会や研修会を開催し、子育て支援の拠点施設としての役割を果たすよう努めてきました。
- ◇ 小規模型地域子育て支援センターつくしでは、看護師や保育士による保健・育児相談や、親子の交流する場の提供など、地域の子育て支援の充実に努めてきました。
- ◇ 「地域の広場」は、子育て中の親子が地域の中で気軽に集い、悩み事の相談や親同士の交流ができる場として、各地域の市民センターや集会所において、民生委員・児童委員や主任児童委員、ボランティア等が開催しています。
- ◇ 地域の身近な子育て支援の拠点として、子育て支援並びに育児不安の解消を図るため、平成24年度から赤目保育所と昭和保育園に、平成29年度からみはた虹の丘こども園にマイ保育ステーションを設置しています。

表4 こども支援センターかがやきの事業内容

事業名	内容
子育て相談	電話・面接等により子育てに関する様々な相談に応じます。
身体計測・健康相談・安心育児おっぱい教室	身体計測と健康相談ができます。保健師や歯科衛生士、管理栄養士や助産師による相談も行っています。
地域の広場	地域の保育所(園)、認定こども園、幼稚園の園庭開放を行っています。また、市民センターや集会所でも広場を行っています。(各施設月1~4回)
親子で遊ぼう	製作や身体を動かして遊ぶなど、親子で楽しめるいろいろな催し物を開催します。(月1回)
こんにちは広場	0~2歳半位の親子を対象とした、子育てについて情報交換や交流する場です。保育士によるふれあい遊びもあります。
ぐりとぐらの集い	双子や三つ子等の親子が交流し、語り合う場です。双子等の出産予定者も参加できます。
サタパパ広場	子どもと一緒に楽しめる遊びを紹介し、父親や祖父が子育てについて気軽に交流する場です。
ふれあい遊び	親子でわらべうたを通して子育ての知恵を聞きながら、ふれあい遊びを行います。
国際ナショナルの集い	国際結婚をされている方や外国籍で子育て中の家庭を対象とした語り合いの場です。
絵本の時間	ボランティアグループや保育士による絵本の読み聞かせの時間です。
講座・講演会	子育てに関する様々な講座・講演会を実施しています。
情報の発信	かがやき通信、健康だよりの発行やホームページによる情報発信を行っています。
子育てサークルの育成・支援	サークル連絡協議会通信の発行のほか、講演会、案内や情報交換会などを行っています。
ボランティアの養成	子育て支援ボランティアの養成の為に「子育て支援員研修」を実施しています。
一時預かりの連絡調整	各保育所(園)・認定こども園で実施している一時預かりの連絡調整を行っています。
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい人と援助できる人が会員になり、子育てを助け合う「ファミリー・サポート・センター事業」や「子育て支援緊急サポート・センター事業」の運営を行っています。

表5 こども支援センターかがやきの事業内容(実績)

事業内容		年度				
		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
総来館者数		30,301	26,570	26,344	21,529	13,550
広場事業	広場(かがやき内での交流)	27,439	24,245	23,832	19,560	12,344
	親子で遊ぼう	1,976	1,510	1,468	921	125
	こんにちは広場	107	153	200	176	175
	はじめて広場	83	128	99	57	51
	サタパパ広場	313	235	258	178	200
	ぐりとぐらの集い	52	65	25	33	18
	シングルマザーの集い	22	33	7	8	
	国際ナショナルの集い	14	67	63	18	3
	かがやきフェスタ	611	515	436	524	中止
相談	電話相談	164	597	26	68	253

事業	面接相談(子育て・健康)	779	1,710	2,030	967	182
講座・講演会	子育て講座 歯磨き指導等	318	412	413	341	27
一時預かりの連絡調整		1,895	2,879	2,339	2782	1,907
ファミリー・サポート・センター事業	援助会員	67	67	71	66	62
	依頼会員	239	217	204	200	223
	両方会員	34	33	20	18	19
子育てサークル・ボランティア等に 対する支援	サークル・ボランティア 育成のための講習会 (回数)	16	20	19	18	16
	地域のサークル活動等 への出張指導(回数)	6	7	3	4	0
なかよし広場	保育所(園)・幼稚園・ 市民センター等で実施	11,670	10,987	10,667	1333	690

表6 小規模型地域子育て支援センターつくりの事業内容(実績)

事業内容		年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
育児不安 に対する支援	電話 相談	保育士による育児相談	54	106	79	85	48
		看護師による保健相談	213	222	238	214	240
	面接 相談	保育士による育児相談	127	228	141	144	110
		看護師による保健相談	172	158	180	188	192
	講演会		1	1	0	1	0
	その他(わかば教室・タッチケア講習会他)(回数)		60	84	81	56	19

表7 マイ保育ステーションの実施状況

		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
赤目保 育所	登録人数 (世帯数)	177人 (142世帯)	206人 (180世帯)	168人 (138世帯)	216人 (146世帯)	120人 (102世帯)
	相談件数	195件	117件	202件	151件	72件
	保育無料 体験人数	41人	46人	40人	30人	27人
	マイ保(ひろ ば)利用人数	延べ3,148人 (1,453世帯)	延べ3,932人 (1,816世帯)	延べ2,870人 (1,221世帯)	延べ2,643人 (1,116世帯)	延べ1,971人 (862世帯)
昭和保 育園	登録人数 (世帯数)	128人 (108世帯)	131人 (110世帯)	192人 (173世帯)	182人 (150世帯)	120人 (99世帯)
	相談件数	88件	33件	255件	572件	350件
	保育無料 体験人数	29人	26人	46人	78人	46人
	マイ保(ひろ ば)利用人数	延べ1,904人 (897世帯)	延べ1,391人 (613世帯)	延べ3,341人 (1,461世帯)	延べ4,899人 (2,031世帯)	延べ1,770人 (775世帯)

みはた虹の丘 こども園	登録人数 (世帯数)		163人 (142世帯)	170人 (140世帯)	228人 (181世帯)	147人 (119世帯)
	相談件数		7件	67件	115件	162件
	保育無料 体験人数		25人	45人	72人	33人
	マイ保(ひろ ば)利用人数		延べ2,784人 (1,249世帯)	延べ2,467人 (1,054世帯)	延べ4,048人 (1,750世帯)	延べ2,480人 (1,131世帯)

※赤目保育所は平成24年4月から、昭和保育園は同年5月から、みはた虹の丘こども園は平成29年5月から事業を実施しています

- ◇ 保育所(園)・認定こども園や幼稚園等の社会的責任である「地域の子育て家庭に対する支援」を果たすため、入所(園)する子どもの保護者に対する支援とともに、地域における子育て支援の場として「広場事業」を実施し、保育士や幼稚園教諭等の育児支援の専門知識を活用した相談等の支援を行っています。
- ◇ 現在、市内で10団体ある子育てサークルは、7団体がサークル連絡協議会に加入し、各サークルの特性をいかした活動を行っています。サークル連絡協議会においては、多様な年間事業計画に基づき、サークルのメンバーをはじめ子育て中の家庭に情報発信を行っています。
- ◇ 平成14年度より開始したファミリー・サポート・センターは、事業周知に努め、少しずつ周知されてきています。センターの依頼会員に比べて援助会員が少なく、依頼会員の希望の多い病気時の預かりが可能な会員が少ない状況の中で、依頼会員の要望に応えきれないケースも出てきています。

表8 ファミリー・サポート・センター活動状況

内 容	H28年度	H29年度	H30年度	R1 年度	R2年度
①保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり	45	11	93	96	103
②保育施設等までの送迎	1,406	725	496	350	373
③放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり	40	67	91	59	10
④学校の放課後の子どもの預かり	0	0	2	0	0
⑤冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり	4	4	4	0	0
⑥買い物等外出の際の子どもの預かり	66	32	8	10	0
⑦その他	108	38	75	70	81
計	1,669	880	769	585	567

※平成22年度に県へ活動報告を行う項目が変更されたため、当該年度分からの記載としています

## (2) 保育サービスの現状

- ◇ 昭和29年の市制施行時点で開設していた10保育所(公立4か所・私立6か所)を昭和48年度に全て公立化し、保育所の運営の統一化を図りました。

更に、新設、統合、地域の児童数減少に伴う廃園等を経て、平成19年度まで15か所の公立保育所を運営してきました。

しかし、名張市の厳しい財政状況の中、今後も子どもを安心して産み育てられるまちづくりに向けた取組をより一層進めていく上で、多様化する保育ニーズへの効率的な対応が求められてきました。

そこで、名張市では、平成16年度より国津保育所において公設民営方式による保育サービスを開始するとともに、平成17年10月に「保育所民営化に関する基本方針」を策定し、平成20年度に箕曲保育所、平成22年度には昭和、名張西、東部(現みはた虹の丘)、西田原保育所、平成23年度には桔梗が丘、蔵持、比奈知、滝之原保育所の民営化を行いました

た。待機児童対策としては、平成 22 年度に富貴の森保育園（現富貴の森こども園）を誘致したほか、平成 27 年度の子ども・子育て支援新制度の施行により、地域型保育事業所を次々に認可しました。また、平成 29 年度には 0～2 歳児を対象としたつつじが丘保育園が開園しました。こうした取組により保育の受け皿を拡大しています。

表9 市内保育施設一覧表

(令和2年 10 月)

	保育所(園)名	定員	電話番号	所在地	保育年齢
公立 保育所	大屋戸保育所	50	63-2801	大屋戸150	1～5歳
	薦原保育所	40	63-5827	薦生1590-2	1～5歳
	錦生保育所	45	63-1194	安部田2262	0～5歳
	赤目保育所	120	63-2803	赤目町檀448-3	0～5歳
私立 保育園	箕曲保育園	150	63-2802	夏見357-3	0～5歳
	昭和保育園	150	63-1767	丸之内67-10	0～5歳
	名張西保育園	150	63-0577	南町506	0～5歳
	西田原保育園	80	65-3263	西田原2340-1	0～5歳
	比奈知保育園	110	68-2023	下比奈知1527-1	0～5歳
	滝之原保育園	60	68-2993	滝之原1056	0～5歳
	桔梗が丘保育園	180	65-0827	桔梗が丘3-4-411-2	0～5歳
認定 こども園	つつじが丘保育園	30	48-5033	つつじが丘北7-207	0～2歳
	富貴の森こども園	120	42-8980	富貴ヶ丘6-42-21	0～5歳
	蔵持こども園	120	63-4590	蔵持町原出1668	0～5歳
	名張よさみ幼稚園	357	64-2665	夏見545	0～5歳
	みはた虹の丘保育園	150	65-3065	新田1005	0～5歳
地域型 保育事業	つつじが丘幼稚園	180	68-3451	つつじが丘北3-7	2～5歳
	ぞうさん	5	-	丸之内55-5 (名張幼稚園内)	0～2歳
	Hoppe(ほっぺ)	5	-	桔梗が丘3-4-41-46	0～2歳
	くれよん	5	61-2170	桔梗が丘西1-148	0～2歳
	国津保育所	19	69-1323	神屋1867-3	1～2歳
	おるすばんハウスひまわり園	12	42-8922	桔梗が丘3-4-12	0～2歳
	マザーランド	12	-	桔梗が丘5-7-41	0～2歳
	ニチキッズきおうだい保育園	19	62-5001	希中央1-23 ヌーベルコリーヌ1階	0～2歳
	なばりひやわんこども園	12	51-6156	元町376 イオン名張店3階	0～2歳
	第二かな保育園	19	64-0415	木屋町812-2	0～2歳
	かな保育園	40	62-0415	鴻之台1-202	0～2歳
	スマイル保育園	19	41-1151	東田原336-2	0～2歳

※0歳児は満6か月から入所可(0歳児保育実施園のみ)

表10 特別保育の実施状況

(令和2年度)

延長保育	一時保育	休日保育	障がい児保育
赤目・箕曲・昭和・名張西・西田原・富貴の森・蔵持・比奈知・滝之原・桔梗が丘・ニチキッズ・かな・第二かな・みはた虹の丘・名張よさみで実施	大屋戸・薦原・錦生・赤目・箕曲・昭和・名張西・西田原・比奈知・滝之原・桔梗が丘・つつじが丘保・富貴の森・蔵持・みはた虹の丘・つつじが丘幼・かな・第二かな・マザーランドで実施	名張西で実施 ※市内保育施設入所児童が対象	原則全保育所(園)・全認定こども園で実施

表11 保育所等運営費の推移

単位:千円

年度		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
保育所運営費の内訳	国・県負担金	629,167	751,191	861,374	1,062,029	1,276,946
	保育料(保護者負担額)	283,513	297,113	277,887	161,860	81,391
	市負担額	522,291	795,379	935,701	823,731	833,570
	延長保育等実施に係る国・県補助金等	147,804	289,919	356,653	32,908	35,312
保育所運営費総額		1,582,775	2,127,603	2,431,617	2,080,529	2,227,220

※平成19年度までは他市の私立園へ委託分、平成20年度から市内私立園運営費+他市の私立園へ委託分を含む。  
平成25年度からは家庭的保育事業を含む。

- ◇ 名張市においては、0歳児及び1歳児を中心に待機児童が発生する状況が続いており、平成25年以降、認可保育園の増改築2園、新設1園のほか、私立幼稚園の認定こども園化の推進、小規模保育事業や事業所内保育事業の認可など、保育施設の定員拡充による保育の受け皿確保に努めてきました。
- ◇ 年度途中での育児休業明け入所予約に対応するため、平成23年4月から「民間保育所乳児途中入所受入円滑化事業」を実施し、年度当初からの保育士の確保にも努めています。

表12 待機児童数の推移

(各年10月1日現在)

	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
0歳	48	37	33	37	31
1歳	29	17	27	20	17
2歳	24	18	8	10	2
3歳	7	4	0	4	5
4歳以上	1	2	0	1	1
計	109	78	68	72	56

- ◇ 多様化する保育ニーズへの対応に向けて、民間保育園も含め、保育所(園)全園を対象にした職員研修の実施や関係機関が主催する研修に積極的に参加し、一人ひとりの職員の資質の向上及び職員全体の専門性の向上に努めています。とりわけ、平成25年度に開設された教育センターの協力により、保育所(園)(公立・私立)及び幼稚園(公立・私立)の職員の研修事業が提供されるなど、研修体制の充実に努めています。



### (3) 子育て支援のネットワークの現状

- ◇ 平成25年度末には6つの子育て支援者団体がかがやきに登録し、様々な支援活動に取り組んでいます。また、連携を図るためのネットワーク会議への参加や、身体計測、かがやきフェスタ、絵本の時間、親子で遊ぼうなどの事業への協力などに積極的に参画し、子育て家庭に対するサポート事業が推進されてきました。平成27年度末には1団体減りましたが、平成29年度に新たな登録があり、6団体となりました。

表13 子育て支援者団体一覧

支援者団体名	支援内容
赤いリボン	手作りおもちゃの提供
まんぷくまる	サークル連絡協議会支援団体
名張おやこ劇場	かがやきフェスタへの協力 (サークル連絡協議会支援団体)
絵本の部屋	絵本の読み聞かせ
小児救急啓発ボランティア ママナースの一步	健康相談・育児相談(サークル連絡協議会支援団体)
農楽園	農業体験(芋苗植えや芋掘りなど)

### (4) 児童の健全育成の現状

- ◇ 平成18年3月に「子どもの権利の保障」と「子どもの健全育成」を総合的に推進するための指標を定めた「名張市子ども条例」を制定しました。本条例に基づき「子ども相談室」や「子どもの権利救済委員会」を設置し、専門性をいかした支援の体制を整えました。
- ◇ 本基本計画において、子どもの権利の普及・啓発や子ども会議の開催などに取り組んでいます。
- ◇ 保護者の就労等により放課後や夏休み等、昼間、自宅に保護者のいない留守家庭児童のために、放課後児童クラブを組織し、児童の健全育成を図っています。運営は、地域住民により組織された運営委員会が行っています。現在、小学校全14校区で放課後児童クラブを設置しています。年々利用者が増加する中で、クラブを分割するなど、学校の余裕教室の転用や学校敷地内での専用施設の整備等、保育室の確保に努めています。施設の老朽化による施設整備も含め、計画的な整備を進めます。

表14 名張市放課後児童クラブ設置数・利用児童数の推移 ※利用児童数:月に8日以上利用した児童数

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
設置箇所数	17	20	22	22	22
利用児童数	524	588	640	689	729

表15 名張市放課後児童クラブ一覧表 (令和2年度現在)

開設年度	児童クラブ名(愛称)	校区	所在地	電話
H9.7	なかよしクラブ	桔梗が丘小学校	桔梗が丘 3-2-67 小学校内	66-5455
H9.9	リトルクラブ	梅が丘小学校	梅が丘北 2-272	61-0165
H10.4	いろえんぴつ	桔梗が丘東小学校	桔梗が丘 7-1-86 小学校内	66-4804
H11.4	みのわっこクラブ	箕曲小学校	夏見 351 小学校内	64-0594
H11.4	クリスタルジュニア	つつじが丘小学校	つつじが丘北 3-5 小学校内	68-4595
H11.4	あおぞら	百合が丘小学校	百合が丘東 9-1 小学校内	64-5114
H12.4	ぱれっと	すずらん台小学校	すずらん台東 3-219 小学校内	68-7030

H12.10	ともだちクラブ	桔梗が丘南小学校	桔梗が丘 5-12-38 小学校内	65-0828
H14.4	なばりっこ	名張小学校	丸之内 55 小学校内	61-1883
H14.4	Komo <sup>2</sup> キッズ (コモコモキッズ)	薦原小学校	薦生 1595 小学校内	61-0877
H15.3	すまいるキッズ	蔵持小学校	蔵持町原出 338 小学校内	64-7530
H15.3	フレンズ	美旗小学校	新田 117-2 小学校内	66-0838
H17.2	ともがき	比奈知小学校	下比奈知 1422 小学校内	68-9981
H23.4	クリスタルジュニアⅡ	つつじが丘小学校	つつじが丘北 3-5 小学校内	68-4596
H26.4	げんきっず	錦生赤目小学校	赤目町檀 116 小学校内	63-0389
H27.4	リトルクラブ2	梅が丘小学校	梅が丘北 2-272	61-0165
H28.4	フレンズ 2	美旗小学校	新田 117-2 小学校内	66-0838
H29.4	なかよしクラブ 2	桔梗が丘小学校	桔梗が丘 3-2-67 小学校内	66-5455
H29.4	あおぞら 2組	百合が丘小学校	百合が丘東 9-1 小学校内	64-5114
H29.4	なばりっこ 2	名張小学校	丸之内 55 小学校内	61-1883
H30.4	なばりっこ 3	名張小学校	丸之内 55 小学校内	61-1883
H30.4	げんきっず 2	錦生赤目小学校	赤目町檀 116 小学校内	63-0389

- ◇ 地域づくり組織などにおいて、まつりなどのイベントへの子どもの参加機会の提供、子どもの見守りや世代間交流、週末活動支援、体験活動等の事業が展開されています。
- ◇ 放課後子ども教室として、週末に体験活動を定期的、継続的に行い、子どもの居場所づくりとしての事業を実施しています。

#### (5) 妊娠・出産・育児への切れ目ない支援（名張版ネウボラの推進）

- ◇ 核家族化やひとり親家庭の増加、子育ての孤立化等により、出産や育児に対する不安が増加しています。まちの保健室職員（チャイルドパートナー）と保健師・助産師（母子保健コーディネーター）が様々な機関と連携し、伴走型の予防的支援ができる環境を整えます。
- ◇ 出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的不安の増加やニーズが多様化してきています。
- ◇ 名張市には産科医療機関が少ないため、産前産後のケア体制を充実するとともに、市立病院の産婦人科開設に向けた取組をより一層推進するなど、安心して出産できる医療体制の整備が重要です。
- ◇ 平成29年12月には、妊婦応援都市を宣言しました。妊産婦が安心した地域をつくることは、全世代の市民の健康増進や地域のソーシャルキャピタルの醸成を図ることになり、だれもが暮らしやすい地域共生社会の実現へとつながります。妊産婦や子育て世代を支える応援者を増やすため、こそだてサポーター養成講座を実施します。

表16 こそだてサポーター養成講座 \*平成29年12月より開始

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
講座回数	8	27	10	7
養成人数	664	1,206	740	560

表17 母子健康手帳交付数

	H28年度		H29年度		H30年度		R1年度		R2年度	
	初産婦	経産婦	初産婦	経産婦	初産婦	経産婦	初産婦	経産婦	初産婦	経産婦
20歳未満	5	1	9	1	12	1	7	2	7	0
20～34歳	201	222	186	217	141	221	157	176	148	182
35歳以上	43	89	48	69	39	89	21	86	36	86
合計	249	312	243	287	192	311	185	264	191	268

表18 母子健康手帳発行教室開催状況

	H28年度		H29年度		H30年度		R1年度		R2年度	
	初産婦	経産婦	初産婦	経産婦	初産婦	経産婦	初産婦	経産婦	初産婦	経産婦
開催回数	49		48		50		49		49	
延べ参加数	152	146	121	135	99	137	86	100	69	91

表19 妊婦一般健康診査受診数

妊婦健康診査	H28年度 《14回》	H29年度 《14回》	H30年度 《14回》	R1年度 《14回》	R2年度 《14回》
延べ受診数	6,922	6,162	6,062	5,747	5,214

### (6) 育児や子どもの健やかな発達支援の現状

- ◇ 核家族化や少子化による地域の育児支援機能の低下、育児に関する情報伝達の不足などにより、育児に対する不安が増加しています。発達段階に応じた具体的な事故防止方法等についての情報提供が必要となっています。
- ◇ 子どもをめぐる社会情勢や育児環境の変化に伴い、子育ての孤立、不安に対応しきれない保護者が増加しています。それに伴い、子どもの発達に影響を及ぼすような不適切な養育も社会問題になっており、子育ての孤立を防ぐ支援が必要です。
- ◇ 発達段階に応じた健康診査や健康相談の中で、発達障がいのある子どもや育てにくさを感じている保護者に適切な保健指導を実施しています。  
また、個別乳幼児特別支援事業において、在宅の乳児、保育所（園）・認定こども園、幼稚園等に在籍する発達障がい等のある乳幼児に対して、保護者の同意のもと、支援計画を策定して支援を行っています。更に、就学とともにデータを引き継ぐことにより、スムーズな就学移行に向けての取組支援を行っています。
- ◇ 名張市に在住する事業実施年度に満5歳になる就学前の全ての幼児を対象として、5歳児健康診査を実施し、子どもの集団生活のしづらさや保護者の子育てについての困りを早期に明らかにし、必要な支援を行っています。
- ◇ 発達が気になる子どもの観察を行い、保護者の育児支援を行うことを目的に、就園前教室（うさぎさん教室・こあらっこ）や就学前教室（あそびの教室）を実施しています。

表20 生後2週間目全戸電話事業

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
電話件数	591	545	487	453	414

表21 こんにちは赤ちゃん訪問数

赤ちゃん訪問	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
訪問件数	577	532	494	463	423

表22 養育支援訪問数

養育支援訪問	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
訪問件数(専門訪問)	317	297	292	298	209
訪問件数(家事支援訪問)	105	28	20	14	50

表23 乳幼児健康相談参加数

	H28年度		H29年度		H30年度		R1年度		R2年度	
	乳児	幼児	乳児	幼児	乳児	幼児	乳児	幼児	乳児	幼児
保健センター(乳幼児健康相談、母乳・育児教室等)	420	286	318	214	473	271	373	219	224	168
地域の子育て広場、かがやき健康相談、ゆったりスペース等	572	761	620	545	452	529	443	670	416	423
合計	992	1,047	938	759	925	800	816	889	640	591

表24 チャイルドパートナー面接・電話相談

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
相談件数	970	1,456	1,126	909	1,068

表25 安心・育児おっぱい教室

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
相談回数	47	49	48	45	42
人数	437	497	502	558	203

表26 おっぱいケア(産婦乳腺炎予防ケア)

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
人数	93	119	115	108	77

表27 離乳食教室参加数

	H28年度		H29年度		H30年度	R1年度	R2年度
	前期	後期	前期	後期	—	—	—
	延べ参加数	99	48	109	70	132	84

表28 4か月児健康診査受診数

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
対象数	568	563	506	494	431
受診数	563	554	501	48	430
受診率	99.1%	98.4%	99.0%	98.8%	99.8%

表29 10か月児健康診査受診数

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
対象数	569	571	544	511	454
受診数	545	534	533	493	441
受診率	95.7%	93.5%	98.0%	96.5%	97.1%

表30 1歳6か月児健康診査受診数

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
対象数	593	568	568	524	519
受診数	584	564	555	521	515
受診率	98.5%	99.3%	97.7%	99.4%	99.2%

表31 2歳児健康相談来所数

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
対象者	183	140	110	95	87
来所児	105	85	72	81	70

表32 3歳6か月児健康診査受診数

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
対象数	680	622	589	567	587
受診数	666	617	576	551	583
受診率	97.9%	99.2%	97.8%	97.2%	99.3%

表33 5歳児健康診査受診数

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
対象数	687	676	652	625	591
受診数	678	669	647	614	588
受診率	98.7%	99.0%	99.2%	98.2%	99.5%

表34 就園前教室参加数(幼児・保護者対象) &lt;こあらっこ&gt;

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
開催回数	24	23	20	18	20
延べ参加数(組)	136	74	95	78	83

表35 就園前教室参加数(幼児・保護者対象) &lt;うさぎさん教室&gt;

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
開催回数	24	23	20	19	20
延べ参加数	109	71	88	69	83

表36 就学前教室参加数 &lt;きりんさん教室・あそびの教室(出前教室)&gt; ※近年は「あそびの教室」のみ実施。

	H28年度		H29年度		H30年度	R1年度	R2年度
	きりんさん 教室	あそびの 教室	きりんさん 教室	あそびの 教室	あそびの 教室	あそびの 教室	あそびの 教室
開催回数	9	15	4	12	15	11	3
延べ参加数	98	-	16	-	-	-	-
実施園	-	5	-	4	4	4	1

表37 個別乳幼児特別支援事業対象児童数

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
対象児童数	77	81	87	74	58

### (7) 「食育」の現状

- ◇ 妊娠期や授乳期における望ましい食生活の実現のために、母子健康手帳発行教室や妊婦健康診査の機会を利用して栄養指導を行っています。また、乳幼児健康相談や、1歳6か月児、3歳6か月児健康診査において、健やかな生活習慣の形成に向けた基本的な生活や食習慣についての保健指導を行っています。
- ◇ 豊かな食生活を送るための望ましい食習慣を学ぶことを目的とした教室を開催しています。
- ◇ 学校、幼稚園、保育所（園）及び認定こども園の食育担当者を対象とした食育実践交流会を行い、各校（園）における食育の取組の情報交換を行うことで、新しい取組を「食に関する指導の全体計画」に反映させ、食に関する取組の充実を図っています。
- ◇ 食文化の継承に向けた食育の推進については、郷土食や伝統料理を体験を通じて学ぶ取組を進めています。

### (8) 思春期の保健対策と健康教育の現状

- ◇ 思春期における人工妊娠中絶や性感染症、薬物乱用、喫煙、飲酒の問題、不登校や非行等の思春期特有のこころの問題も併せて、思春期に関する問題が深刻化、社会化しています。思春期に関する問題は、本人の現在の問題に留まらず、生涯にわたる健康障がいや、次世代への影響も及ぼしかねない問題であり、学校、地域等関係機関と連携を図り、相談・支援体制の充実が求められています。

表 38 思春期教育(小学校・中学校・高校・専門学生・教職員・地域住民等への性・いのちの教育)

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
開催回数	13	15	15	16	17
延べ参加数	1,210	1,837	1,885	1,594	1,545

### (9) 小児医療の現状

- ◇ 夜間や休日の一次救急医療は、地域医師会の協力を得て、応急診療所で小児診療を行い、市立病院の「小児救急医療センター」では、24時間365日の受け入れを行っています。
- ◇ 少子化・核家族化がますます進行していく中、子どもを取り巻く環境も大きく変化し、次世代を担う子どもたちが心身ともに健やかで安心な暮らしができるよう、保健・福祉・医療の連携の強化と、小児地域医療の充実を図っていくことが必要です。

表 39 健康教育

(思春期教育や生活習慣病予防、食育、歯科健康教育等を含む。子ども発達支援センター主催の健康教育は除く)

	H28年度				H29年度				H30年度			
	乳児	幼児	小学生等	妊婦	乳児	幼児	小学生等	妊婦	乳児	幼児	小学生等	妊婦
開催回数	63	11	13	52	65	12	25	52	63	9	46	54
延べ参加数	774	484	617	398	885	594	3,986	420	1,104	418	3,110	392
	妊婦歯科検診受診			中学生	妊婦歯科検診受診			中学生	妊婦歯科検診受診			中学生
開催回数	-			15	-			16	-			15
延べ参加数	155			1,535	166			218	168			1,885

	R1年度				R2年度			
	乳児	幼児	小学生等	妊婦	乳児	幼児	小学生等	妊婦
開催回数	60	15	28	49	23	36	29	49
延べ参加数	1454	438	1156	186	157	731	1,136	160
	妊婦歯科検診 受診		中学生		妊婦歯科検診 受診		中学生	
開催回数	-		15		-		10	
延べ参加数	156		1,725		158		1,254	

### (10) 心身の健やかな成長に資する教育環境の現状

- ◇ 幼児・児童・生徒の望ましい人間関係を形成し、一人ひとりの命や人権を尊重する意識と実践力を養う人権教育の充実を図ってきました。  
また、子どもの心に響く道徳教育の推進や、地域と学校との連携・協力による職場体験学習の推進、ボランティア精神や、社会生活上のルールを身に付けることも含めた豊かな心を育む取組を進めてきました。
- ◇ 社会の変化と新しい時代に対応して、児童生徒の発達段階に応じた外国語教育、情報教育等の取組を進め、系統的継続的な取組を進めていますが、今後一層の充実を図る必要があります。  
また、令和2・3年度はコロナ禍のため職場体験学習が中止になりましたが、先輩に学ぶ講座やゲストティーチャーによる学習を進めながら、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせる取組を進めています。
- ◇ 児童生徒が家族の一員として家庭の中での役割と責任を自覚するために、道徳や家庭科、保健体育、総合的な学習の時間を中心として、指導を進めてきました。  
また、保育所（園）・認定こども園や幼稚園等での職場体験学習を通して、幼児理解や関わり方についても理解を促してきました。
- ◇ 子どもたちの実態把握、子ども理解を行うために、Q-U（学級満足度調査）の活用も含めた学級集団づくりを進めています。現在、関係機関での子育てに関する相談や講演会等の開催、スクールカウンセラーの配置（市内5中学校及び14小学校）、教育センターへのカウンセラー（臨床心理士）、教育専門相談員の配置により、子どもや保護者の悩みや、子育てに関する相談の充実を行っています。  
また、地域づくり組織等が学校と連携、協働して地域学校協働活動を推進し、「コミュニティ・スクール」から発展させた子どもを核とした地域づくりである「スクール・コミュニティ」の体制を構築しています。
- ◇ 学校において、より一層の子ども理解のための取組を推進していくことや、家庭における子育てへの支援体制の一層の充実を図っていくことが必要です。

### (11) 幼児教育の現状

- ◇ 名張市では、昭和41年に私立の桔梗が丘幼稚園、昭和46年に公立の名張幼稚園が開設され、以後人口急増期である昭和50年代から、増大する幼児教育需要に対応するため、公立幼稚園1園、私立幼稚園3園が整備されました。しかしながら、現在では、少子化による就学前児童数の減少に伴い、幼稚園の入園児童数が減少傾向にある一方で、核家族化や共働き家庭の増加等を背景に、保育所等の利用児童数は増加しており、このような中で、私立幼稚園2園が幼稚園機能と保育所機能を併せ持つ認定こども園へ移行しました。さらに、令

和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化の影響で令和 2 年度以降の公立幼稚園の入園児童数が大幅に減少したことを受け、公立幼稚園 2 園のうち 1 園を令和 3 年度末で閉園するとともに、多様化する保育ニーズへのさらなる対応を図るべく、残り 1 園も令和 6 年度に公立保育所 1 園と統合のうえ、認定こども園として民営化することとしています。

- ◇ 発達支援や特別支援教育の充実に向けた体制整備を行い、平成 19 年度より個別乳幼児特別支援事業を実施しています。
- ◇ 保育所（園）・認定こども園・幼稚園等を巡回し、スムーズな就学移行に向けて移行シートを作成しています。

表 40 就学前児童数の推移 (各年 4 月 1 日現在)

	H28 年	H29 年	H30 年	R1 年	R2 年
就学前児童数	3,857	3,750	3630	3,477	3,296

表 41 市内公立幼稚園一覧表

幼稚園名	定員	電話番号	所在地
名張幼稚園	210	63-3280	丸之内55-5
桔梗南幼稚園	140	65-4469	桔梗が丘5-11-23-1

※名張幼稚園は昭和46年、桔梗南幼稚園は昭和54年に開設。両園とも2年保育による運営。

表 42 市内私立幼稚園一覧表

幼稚園名	定員	電話番号	所在地
桔梗が丘幼稚園	420	65-2396	桔梗が丘1-2-6
梅が丘幼稚園	210	64-6077	梅が丘南2-278

※桔梗が丘幼稚園は昭和41年、梅が丘幼稚園は平成4年に開設。両園とも「預かり保育」を実施。

表 43 保育所等入所児童数・幼稚園等入園児童数の推移 (各年 5 月 1 日現在)

区分 \ 年度	H28 年	H29 年	H30 年	R1 年	R2 年	5 年間の伸び率
保育所等定員	1,542	1,616	1,746	1,854	1,854	+20.2%
入所児童数	1,457	1,508	1,588	1,638	1,647	+13.0%
3 歳未満児	553	586	648	644	634	+14.6%
3 歳以上児	904	922	940	994	1,013	+12.1%
幼稚園等定員	1,460	1,460	1,298	1,253	1,193	△18.3%
入園児童数	985	965	895	771	713	△27.6%
就学前児童数	3,851	3,739	3,606	3,457	3,294	△14.5%
就学前児童数に対する入所・入園割合	63.4%	66.1%	68.9%	69.7%	71.6%	+12.9%
保育所等	37.8%	40.3%	44.1%	47.4%	50.0%	+32.3%
幼稚園等	25.6%	27.8%	24.8%	22.3%	21.6%	△15.6%

※保育所等…保育所、認定こども園(2号、3号認定)、地域型保育事業 ※委託除く



表44 保育所等入所者数等の推移 (各年4月1日現在)

	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
保育所入所者	1,444	1,494	1,587	1,628	1,642
うち3歳未満児童数	544	570	647	638	629

※保育所等…保育所、認定こども園(2号、3号認定)、地域型保育事業 ※委託除く

表45 公立幼稚園入園児童数の推移 (各年5月1日現在)

	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
入園児童数	146	139	123	104	78
うち4歳児童数	76	60	58	48	29
うち5歳児童数	70	79	65	56	49

表46 私立幼稚園等入園児童数の推移 (各年5月1日現在)

	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
入園児童数	839	826	772	699	635
うち3歳児童数	280	261	228	189	217
うち4歳児童数	273	280	264	222	203
うち5歳児童数	286	279	276	258	215

※学校基本調査報告数値 ※私立幼稚園等…私立幼稚園、認定こども園(1号認定) ※委託除く

◇ 就学前から小学校への円滑な接続の支援を目的に、市内の公立・私立すべての幼稚園・保育所(園)・認定こども園にピカ1先生と幼児教育アドバイザーが巡回し、「しっかりつなぐ育ちのバトンカリキュラム」をもとに、出前授業を行っています。

また、幼稚園・保育所(園)・認定こども園・小学校教員と一緒に教育・保育の現状と課題について、研修する機会を持ち、ともに子どもの育ちを支えていく体制づくりをしてきました。

更に小学校の授業に園児や保育士の参加や、幼稚園・保育所(園)・認定こども園を小学校児童が訪問し、交流を持つなど、各園・学校独自の交流も行っています。

## (12) 家庭や地域の教育力の現状

◇ 少子化や核家族化の影響もあり、また、テレビやゲームに加え、インターネット、スマートフォンの普及などを背景に、子ども同士が実際にふれあう機会が減少し、つながりが希薄になっているのが現状です。思春期の子どもが乳幼児や乳幼児を育てている親とふれあうことで、命のつながりを知り、親になることへの意識付けを行うため、こども支援センターかがやきにて、令和2年度はコロナ禍のため中止となりましたが、「中学生と赤ちゃんのふれあい体験」を行ってきました。

名張市教育センターでは、子育てを中心に日ごろから悩んでいることを出し合って、子育てで大切にしたいことを共に考えたり、育てにくさを感じる子どもの理解と親として子どもへの上手なかかわり方を学んだりといった「豊かな子育て研修講座」や「家庭教育連続講座」を開催し、子育ての支援を行っています。

## (13) 良質な住宅の確保と情報提供の現状

◇ 名張市が管理する市営住宅については、ひとり親世帯や高齢者世帯、障がい者世帯等に対する優先入居制度を実施しております。平成19年度の夏見市営住宅建替え整備事業では一部において就学前児童のいる世帯や、多子世帯を入居対象とする若年層専用住宅を建築し、

子育て世帯への良質な住宅供給を推進しています。

三重県居住支援連絡会に参画し、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に努めています。

空き家バンクにて、空き家の情報を提供しています。

#### (14) 安全・安心な都市環境の現状

- ◇ 妊産婦や乳幼児連れの親をはじめとし、高齢者・障がい者にいたるすべての人が利用しやすく、快適で安全に移動できるような交通環境を形成するため、子どもの視点や子ども連れの親の視点にたった歩道等の整備に努めています。
- ◇ 公園は子育てにとって、身近で安心して利用できる公共施設であることから、子育て家庭や地域づくり組織等の意見を参考に利用促進に努めています。
- ◇ 名張市生活安全推進協議会防犯部会や名張地区防犯協会などを中心に、犯罪抑止のための広報、啓発活動に取り組みました。
- ◇ 名張警察署管内の令和元年の刑法犯認知件数は413件、令和2年の刑法犯認知件数は264件と、149件減少（前年比約64%）しています。市民意識調査では「生活の中で犯罪に対する不安を感じている。」項目において、「そう思う、どちらかといえばそう思う」の割合は、令和元年度58.3%、令和2年度52.4%と、5.9%減少しています。
- ◇ 高齢者・障がい者をはじめとして、妊産婦や乳幼児連れの方など、すべての人が利用しやすい公共交通ネットワークを構築するため、公共交通の不便な地域を中心にコミュニティバスを運行し、移動利便性の確保に努めています。

表47 コミュニティバス

市街地循環型コミュニティバス	「ナッキー号」
国津地域コミュニティバス	「あららぎ号」
錦生地域コミュニティバス	「ほっとバス錦」
薦原地域コミュニティバス	「コモコモ号」
緑が丘地域コミュニティバス	「みどり号」
美旗地域コミュニティバス	「はたっこ号」

#### (15) 働き方の見直し等の啓発活動の現状

- ◇ 市民情報交流センター内に設置された男女共同参画センターを拠点として、男女共同参画を推進するための事業や産業カウンセラーによる相談などを実施して、女性の社会参加の支援を行っています。

仕事と子育ての両立支援事業について、事業主や事業主団体への啓発促進を拡充する必要があります。

#### (16) 仕事と子育ての両立支援の現状

- ◇ 平成26年4月より、病気により集団生活が困難な保育所（園）・認定こども園、幼稚園等、小学校3年生まで（令和3年4月より小学校6年生までに拡大）の子どもを一時的に保育する病児・病後児保育を実施し、仕事と子育ての両立支援を行っています。
- ◇ 仕事と子育ての両立支援に向けて、ファミリー・サポート・センター事業を運営しているほか、地域住民の運営により市内14小学校区に放課後児童クラブを設置しています。  
また、子ども会活動への支援や放課後子ども教室の事業を実施しています。
- ◇ 男女がともに家庭と仕事を両立させることができる職場環境の整備を促進するために、男女共同参画センターの情報紙やホームページにおいてワーク・ライフ・バランスについての記事やセミナー等の開催情報を掲載しています。

また、平成29年9月には、「まちじゅう元気！イクボス宣言なばり」宣言式が開催され、

市及び取組に賛同された市内事業所による合同宣言を行いました。

- ◇ 女性の社会進出が進む中、家事や育児に対する男性の関心が徐々に高まっていますが、家事や育児の役割の多くを女性が担っているケースは少なくありません。男女がともに社会進出していくためには、男性の家庭への意識を啓発し、家事育児へ積極的な参加を促すなど、男性も女性もお互いに協力しあい、ともに責任を持つことが重要です。
- ◇ 父親が、育児の知識や技術を身につけられるような機会や情報を提供するとともに、父親の子育てへの参加を推進していくことが重要です。

### (17) 乳幼児の不慮の事故防止への取組の現状

- ◇ 保育所（園）・認定こども園、幼稚園等において、日常の安全管理を徹底するとともに、子どもの発達の特性を理解しながら、大きな事故につながらないように危機管理マニュアル集を作成し、必要に応じて保護者に配布するなどして、危機管理に配慮しています。事故発生時には、適切な対応を行うとともに、事故には至らなかったもののヒヤリ・ハットした事例を日頃より記録し、検討を行うことで、職員の危機管理の意識を高め再発防止に努めています。
- ◇ 毎年、保育所（園）・認定こども園、幼稚園等においては、職員を対象にした救急救命講習会等を、こども支援センターかがやきにおいては、子育て家庭や、子育て支援員を対象にした救急講習会を実施しています。  
また、全職員を対象に、看護師による保健研修を実施しています。
- ◇ こんにちは赤ちゃん訪問時や、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査時に事故予防のパンフレットを配布し、啓発に努めています。

### (18) 子ども等の交通安全の現状

- ◇ 保育所（園）・認定こども園や幼稚園等においては、交通安全教育を年間指導計画の中に位置づけ、保護者会の協力を得て、警察官の指導による交通安全教室を開催するとともに、基本的な交通ルールを繰り返し指導しています。
- ◇ 小中学校では、登下校に関わる日常的な指導をはじめ、警察や交通安全協会等の協力を得ながら、交通安全教室を催し、安全な歩行の方法や自転車の正しい乗り方等の習得を図っています。
- ◇ 保護者、スクールガード、学校生活支援ボランティア等、より多くの市民の協力を得て、交通安全をはじめとする学校生活の安全に努めています。

### (19) 子どもを犯罪から守る環境及び活動の現状

- ◇ 青少年育成市民会議、青少年育成推進員を中心に、子どもの犯罪被害防止意識の醸成に努め、「子どもを守る家」事業の協力者の増員と資質の向上を行うとともに、地域組織や学校における防犯訓練、研修会等を実施しました。
- ◇ 学校においては、防犯教室や防犯訓練を実施しながら「命の笛」、「子どもを守る家」などを活用して、子どもが自らを犯罪から守る能力を育てる取組が継続的に繰り返し実施されています。  
また、下校時には、青少年補導センター、学校安全サポーター、地域ボランティア、地域づくり組織等により、様々な防犯パトロールが実施されています。
- ◇ 学校においては、薬物乱用等非行防止のための教育を徹底しています。
- ◇ 子どもが有害図書に触れる機会をなくすため、市内駅前に有害図書回収箱を設置し、定期的に回収しています。
- ◇ いじめ・虐待等の被害に遭った子どもたちへの対応は、子どもに係る関係機関が連携をとりながら、指導、保護等の適切な対応を行っています。虐待の疑いや虐待の相談・通告を受けた場合は、名張市児童虐待・DV防止対応マニュアルに沿って、関係機関が連携協力し、

早期に支援を行っています。

- ◇ いじめ問題に関わって、市内各小中学校では、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めています。  
また、市としても令和元年度に「いじめ防止基本方針」を改訂し、いじめの問題への対策を市民総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関との連携等をより実効的なものにするため、「いじめ防止対策推進法」や「三重県いじめ防止条例」に基づいて取組を進めています。
- ◇ いじめ等、子どもの権利が侵害された場合には、子ども相談室の相談員が相談に応じ、救済に向けて支援をする体制を整えています。
- ◇ 学校においては、日常的な児童生徒の心のケアを図るため、学校における教育相談体制を充実させており、担任、養護教諭、教育相談担当、生徒指導担当等が連携して教育相談を実施し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、生徒指導特別指導員、適応指導教室等とも連携しながら一体となって相談を行っています。

## (20) 児童虐待・DV防止対策の現状

- ◇ 家庭児童相談室・子ども相談室・こども支援センターかがやき、保健センターなどにおいて、育児相談、発達相談、健康相談等、児童に関わる様々な相談に応じています。
- ◇ 平成19年度に名張市要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童の早期発見及び適切な保護・支援を図る体制を整えました。平成24年度からはその組織を発展的解消し、DV対策を含めた、名張市要保護児童対策及びDV対策地域協議会を設置し、児童虐待やDV対策について関係機関等が有機的な連携と組織化を図り、未然防止、早期発見、早期対応など適切な対応を図ることとしました。
- ◇ 児童虐待・DV防止対応マニュアルに基づき、名張警察署・伊賀児童相談所・市立病院・名賀医師会等の関係機関の連携協力により、児童の虐待の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止に向けて積極的に取り組んでいくとともに、DV被害者への適切な支援を行います。また児童虐待の発生を予防するためには、養育支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、適切な支援を行う必要があります。

表48 子どもの相談窓口

相談内容	名称・場所	電話番号	開設時間
青少年悩み相談	青少年補導センター (百合が丘西5 名張市子どもセンター内)	63-7867	月～金 10:00～17:00 土 9:00～12:00
教育よろず相談	教育センター (百合が丘西5 名張市子どもセンター内)	64-8801	月～金 8:30～17:15
不登校相談	適応指導教室 (百合が丘西5 名張市子どもセンター内)	63-7830	月～金 8:30～17:15
少年相談	伊賀少年サポートセンター (名張警察署2F)	64-7837 62-0110	月～金 9:00～17:00
乳幼児健康相談	健康・子育て支援室 (鴻之台1番町1番地 名張市役所1F)	63-6970	月～金 8:30～17:15
子どもの発達相談	子ども発達支援センター (百合が丘西5 名張市子どもセンター内)	62-1088	月～金(祝日を除く) 8:30～17:15
育児相談	こども支援センターかがやき (桔梗が丘西3)	67-0250	火～土 9:30～17:00
家庭児童相談	家庭児童相談室 (丸之内・総合福祉センターふれあい2F)	63-2515	月～金 8:30～17:15

子ども相談	子ども相談室 (丸之内・総合福祉センターふれあい2F)	・63-3118 ・0800-200-3218 ※子どもからの相談のみ	月・火・木・金 8:30～17:15 水 10:30～19:00
-------	--------------------------------	---	---

(子ども専用の電話相談)

相談内容	相談先	電話番号	開設時間
子ども相談	名張市子ども相談室	0800-200-3218 (無料)	月・火・木・金 8:30～17:15 水 10:30～19:00
いじめ電話相談	三重県総合教育センター	059-226-3779	毎日24時間
子どもの人権110番	法務省人権擁護委員	0120-007-110 (無料)	月～金 8:30～17:15
少年相談110番	三重県警察	0120-41-7867 (無料)	月～金 9:00～17:00
24時間子供 SOSダイヤル	文部科学省 (対応は三重県総合教育センター)	0120-0-78310	毎日24時間
こどもほっと ダイヤル	NPO法人チャイルドヘルプライン MIEネットワーク	0800-200-2555 (無料)	年末年始を除く 13:00～21:00
チャイルドラインMIE	NPO法人チャイルドヘルプライン MIEネットワーク	0120-99-7777 (無料)	月～土 16:00～21:00
こども弁護士 ダイヤル	三重弁護士会	059-224-7950	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00

表49 名張市家庭児童相談室相談状況 (ケース数)

	養護		保健	障害	非行	育成				その他	計
	虐待	その他				性格	不登校	適正	しつけ		
H28年度	102	118	0	3	1	3	1	1	61	3	293
H29年度	80	173	0	6	1	6	3	0	41	5	315
H30年度	112	142	0	17	0	9	9	0	82	7	378
R1年度	142	170	0	8	1	8	8	2	59	8	406
R2年度	119	194	0	9	0	6	4	0	61	7	400

表50 児童相談所で受けた児童虐待相談の推移（ケース数）

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
全国	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044
三重県	1,310	1,670	2,074	2,229	2,315
伊賀児童相談所	127	149	241	244	201
名張市	73	64	125	114	96

表51 女性相談・DV相談の状況

	全相談 総数	DV 相談数	家庭数 (同伴 児童有)	同伴児童数					備考 18歳 以上
				0歳児	幼児	小学生	中学生	高校生以上 18歳未満	
H28年度	107	28	18	3	12	22	2	0	1
H29年度	100	32	20	4	15	14	4	0	1
H30年度	98	23	18	4	7	10	6	1	2
R1年度	68	23	18	1	10	11	3	4	2
R2年度	94	45	21	5	18	16	4	2	0

## (21) ひとり親家庭の自立支援の現状

- ◇ ひとり親家庭の自立支援を図るために、母子・父子自立支援員を配置し、児童扶養手当制度、母子父子寡婦福祉資金の貸付、就労に向けての母子・父子自立支援プログラムの策定、技能修得に対する補助制度などに関し、様々な相談を受け、助言や情報提供など、相談者の立場に立った適切な対応を行っています。
- ◇ ハローワークと連携したきめ細やかな就業支援、就職に有利な資格取得の促進、職業訓練中における生活資金や技能習得のための資金等の貸付など、様々な生活支援に取り組んでいます。

表52 児童扶養手当受給者数

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
受給者数	660	620	603	567	557
(内、全部支給)	301	261	317	293	264
(内、一部支給)	359	359	286	274	292
(内、受給者:母)	630	592	575	544	533
(内、受給者:父)	29	27	27	22	22
(内、受給者:養育者)	1	1	1	1	1
支給停止者	82	101	98	104	106

〈参考〉市内小学校児童数及び中学校生徒数の推移及び就学援助対象者数の推移

(児童数及び生徒数:各年5月1日現在)

区 分		年 度				
		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
小学校	児童数	4,082	4,067	4,067	4,036	4,029
	就学援助対象者	444	445	456	422	427
中学校	生徒数	2,076	2031	1,975	1,952	1,941
	就学援助対象者	309	269	232	269	280

表53 母子父子寡婦福祉資金貸付者数

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
就学支度金	4	3	6	2	2
修学資金	4	9	5	4	3
住宅貸付資金	0	0	0	0	0
就職支度資金	1	0	0	0	0
修業資金	1	0	0	0	0
技能習得資金	1	1	0	0	0
事業開始資金	0	1	0	0	0
結婚資金	0	0	0	0	1
生活資金	0	0	0	0	1

(22) 発達に心配のある子どもの施策の現状

- ◇ 発達段階に応じた乳幼児健康診査や健康相談の中で、発達障がいのある子ども及び発達に心配のある子どもや育てにくさを感じている保護者に適切な保健指導を実施しています。  
また、個別乳幼児特別支援事業において、保健・福祉・保育・教育・医療などの関係機関が連携し、継続して乳幼児一人ひとりのニーズに応じた総合的な支援と指導を行っています。
- ◇ 保育所（園）・認定こども園、幼稚園等においては、障がいの有無に関わらず、ともに生活しお互いに理解し合いながら育ち合う保育を実施しています。
- ◇ 学校では、市内の小・中学校に、特別支援教育に係る校内委員会を設置、特別支援教育コーディネーターを配置し、個別の指導計画・教育支援計画を活用し、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた支援の充実に向けての取組を進めています。  
また、特別支援教育コーディネーター連絡会を開催し、研修や各校の情報交換をしながら、各校の支援力の向上に努めています。  
また、パーソナルファイルの普及を進めています。
- ◇ 障害福祉計画及び障害児福祉計画をもとに関係部局と連携を図りつつ、適切かつ途切れのないサービスの提供に努めます。
- ◇ 子どもの育ちを支援するための拠点施設となる福祉担当部局の子ども発達支援センターと、教育委員会事務局に設置された教育センターを併設した「名張市子どもセンター」を平成25年4月に開設しています。2つのセンターが緊密に連携し途切れのない支援を進め、0歳から18歳までの子どもの育ちと学びを総合的、継続的にサポートすることができる体制を整えています。
- ◇ 社会性の発達が著しくなる4歳から5歳の時期に健康診査を行い、早期に子どもの集団生活でのつまづきや保護者の子育てについての困りを明らかにし、必要な支援を行うことで、子どもたちが健やかに成長し、その健康が保持され、かつ増進されることを目的とした5歳

児健康診査事業を実施しています。

◇ 子ども発達支援センターが行う発達支援の「医療」を市立病院の小児発達支援外来が担い、「療育」は福祉事業所が担い、既存の制度や仕組み、地域の資源を有効活用した一体的な支援体制づくりを整備しています。

◇ 名張市は関西医科大学と発達に心配のある子どもの健全育成に資することを目的に、伊賀地域をモデル地区として、子どもとその家族に対する総合的かつ継続的な支援を充実するため、平成 23 年 1 月に、小児心身症専門医の派遣を含む寄附講座を関西医科大学に設置しました。

寄附講座では、発達支援研修として、保育士、保育教諭、幼稚園教諭対象の研修、小中学校及び高等学校教諭対象の研修、広く市民の方に発達障がいを理解してもらうための市民公開講座を開催することとしています。

◇ 市立病院小児発達支援外来と連携して、心理職が発達検査を実施しています。

表54 発達支援研修

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
	参加者数	参加者数	参加者数	参加者数	参加者数
保育士、幼稚園教諭 対象研修	468	474	464	339	119
小中学校教諭 対象研修	105	153	112	102	29
市民公開講座	95	140	60	120	中止
保護者研修	54	44	59	25	中止
出前講座等	573	362	447	363	161
その他研修	155	247	298	205	19

表55 小児発達支援外来受診者数

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2年度
延べ受診者数	942	1,516	2,139	2240	2,176

表 56 発達検査受検者数

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2年度
受検者数	82	90	105	97	99

表57 産婦健康診査受診者数 \* 令和元年9月より開始

	R1 年度	R2 年度
受診実人数	211	416
受診延人数	385	738



## 【参考資料：名張市子ども権利委員会関係】

### 名張市子ども条例

平成18年3月16日条例第14号

改正

平成26年12月25日条例第30号

#### 目次

前文

第1章 総則(第1条—第9条)

第2章 子どもの大切な権利とその保障(第10条—第16条)

第3章 子どもの権利の普及(第17条・第18条)

第4章 子どもの健全育成のための施策(第19条—第22条)

第5章 子ども権利委員会(第23条)

第6章 雑則(第24条)

附則

子どもは、かけがえのない大切な宝です。そして、この子どもたちに、名張市の将来を託すこととなります。

子どもは、日本国憲法や国際連合で採択された「児童の権利に関する条約」に明記されているように、基本的人権としての自由、平等の権利などとともに、生きる権利、育まれる権利、守られる権利、参加する権利、教育を受ける権利などを有しています。

しかし、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、名張市においても、いじめ、児童虐待その他子どもの権利が侵害されるなど、子どもの健全育成の達成には多くの課題が残されています。

今こそ、わたしたち名張市民は、子どもの権利を最大限尊重し、子どもが自らの権利を行使できるよう保障するとともに、健全な育成を社会全体で支えるまちづくりに努めなければなりません。

ここに、わたしたち名張市民の宝である子どもたちが、健やかに生まれ、将来に夢と希望をもって力強く生きることができるよう、この条例を制定します。

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この条例は、名張市で育つ子どもの最善の利益を尊重し、子どもの権利を保障するとともに、市、市民及び事業者が、子どもを社会の構成員として認め、それぞれの役割を明確にし、社会全体で子どもの成長を支えることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 名張市で育つ18歳以下の者をいう。

(2) 関係施設 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校その他これに類する施設をいう。

(基本理念)

**第3条** 市、市民及び事業者は、子どもの権利を尊重し、その保障に努めるとともに、相互に協力し、子どもが安全に安心して暮らし、健全に育つまちづくりに努めなければならない。

(市の役割)

**第4条** 市は、基本理念にのっとり、子どもを取り巻く状況に充分配慮し、あらゆる施策を推進するものとする。

(市民の役割)

**第5条** 市民は、子どもが心豊かに育つ生活環境及び教育環境の向上を目指したまちづくりに努めなければならない。

(事業者の役割)

**第6条** 事業者は、雇用する市民が養育する子ども及び雇用する子どもの権利の保障並びに健全な育成について市の施策に協力するとともに、子育てをしやすい環境の整備に努めなければならない。

(保護者の役割)

**第7条** 保護者は、その養育する子どもの権利の保障及び健全な育成に努めるべき第一義的な責任者であること並びに家庭が子どもの成長に大きな役割を果たすことを理解し、子どもの

成長に合わせて適切な支援をしなければならない。

(関係施設の役割)

**第8条** 関係施設の設置者、管理者及び職員(以下「施設関係者」という。)は、市の施策に協力し、その施設において子どもが自ら考え、学べる環境の整備に努めるとともに、保護者その他地域の住民との連携を図り、子どもの自主的な活動が安全に行われるよう配慮しなければならない。

2 施設関係者は、子ども、保護者及び地域の住民に対して施設に関する情報を積極的に提供するとともに、その施設の運営等に関し意見を聴く機会を持つ等、開かれた施設の運営に努めなければならない。

(子どもの役割)

**第9条** 子どもは、自らの個性を大切にしながら、他人の権利を尊重し、家族、友達及び隣人を大切に、思いやりとゆとりのある心を持って行動するよう努めなければならない。

## 第2章 子どもの大切な権利とその保障

(生きる権利)

**第10条** 子どもは、命が守られ、尊重され、安心して生きる権利を有する。

(育まれる権利)

**第11条** 子どもは、愛情と理解をもって、成長にふさわしい環境で生まれ、個性と能力の発達に合わせて、適切な指導及び教育を受ける権利を有するとともに、必要な休息、余暇又は遊びの機会を得る権利を有する。

(守られる権利)

**第12条** 子どもは、安心して育つために、虐待をはじめ、身体的及び精神的に有害な環境から保護される権利を有するとともに、プライバシーが守られ、名誉及び信用が傷つけられないことが保障される。

(参加する権利)

**第13条** 子どもは、自由に自己の表現や意見を表明する権利を有し、そのための十分な機会が得られ、また仲間づくり及び健全な集いの自由が認められる。

(権利侵害の禁止)

**第14条** 何人も、子どもの権利を侵害してはならない。

(権利の侵害等からの救済及びその回復)

**第15条** 市は、権利の侵害を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済及びその回復を図るための具体的な方策を確立しなければならない。

2 子ども権利の侵害に関する相談を受けた者は、その解決に必要な者及び関係する機関等と連携し、救済及びその回復に努めなければならない。この場合において、加害者となる子どもがいる場合は、当該子どもに対しても適切な対応に努めるものとする。

3 市は、関係施設及び地域社会等と連携し、虐待、体罰及びいじめの防止並びにその早期発見のための具体的な施策を推進するものとする。

4 施設関係者は、子どもが虐待、体罰及びいじめに関し、安心して相談ができる仕組みの整備を図るとともに、その防止に関する研修等の実施に努めなければならない。

(権利の救済)

**第16条** 市長の附属機関として、子どもの権利救済委員会(以下「救済委員会」という。)を設置する。

2 何人も、子どもの権利に関する事項について、救済委員会に相談し、又は救済を申し立てることができる。

3 救済委員会は、前項による相談を受けたとき又は救済の申立てを受理したときは、規則の定めるところにより、事案の調査及び審議等を行うものとする。

4 救済委員会は、必要があると認めるときは、関係機関に対し説明を求め、又は書類その他の公開を求めることができる。

5 救済委員会は、必要があると認めるときは、当該申立人、親族等の関係者(以下「関係者」という。)に対し説明を求め、又は関係者の協力を得た上で、書類その他の公開を求めることができる。

6 救済委員会は、調査及び審議の結果、必要があると認めるときは、関係機関及び関係者に対して、助言又は是正の要望等を行うことができる。

7 救済委員会は、救済の申立てを受理した日から起算して90日以内に、前3項に基づく調査

結果及び助言又は是正の要望等があった場合にはその内容を市長に報告するとともに、当該申立人に通知するよう努めなければならない。

- 8 救済委員会は、市長の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議する。
- 9 救済委員会は、学識経験を有する者のうちから市長が任命する委員3名以内で組織する。
- 10 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。
- 11 前各項に定めるもののほか、救済委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第3章 子どもの権利の普及

(子どもの権利の普及及び啓発)

**第17条** 市は、子どもの権利について広く市民に理解されるよう努めなければならない。

- 2 市は、家庭教育、幼児教育、学校教育及び社会教育の中で、子どもの権利についての学習等が推進されるよう必要な条件の整備に努めるとともに、市民及び事業者等が子どもの権利について自主的な活動に取り組むことに対し、必要な支援に努めなければならない。
- 3 市は、子どもの権利の保障に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう研修等の機会を提供するものとする。

(子どもの権利を考える週間)

**第18条** 子どもの権利について市民の関心と理解を深めるとともに、本条例の目的の遂行を検証するため、名張市子どもの権利を考える週間(以下「子ども権利週間」という。)を設ける。

- 2 市は、子ども権利週間に際して、その趣旨にふさわしい事業を実施し、広く市民の参加を求めるものとする。

### 第4章 子どもの健全育成のための施策

(施策の基本方針)

**第19条** 市は、子どもの大切な権利が保障され、子どもが心身ともに健全に成長するよう、子どもを取り巻くあらゆる環境を整備することを施策の基本とする。

2 市は、子どもが自主的かつ健全にスポーツ、文化、読書等の活動をするための場所づくりに努めるものとする。

(基本計画)

**第20条** 市は、前条の基本方針に基づき、子どもの健全育成に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を作成しなければならない。

2 市は、基本計画を作成するにあたっては、子どもから意見を聴くものとする。

3 基本計画は、策定後3年ごとに、推進状況等を勘案し、必要があると認めるときは、見直しをするものとする。

4 市長は、基本計画の推進状況を毎年、議会へ報告しなければならない。

(市の推進体制)

**第21条** 市は、子どもの健全育成の施策を総合的に実施するために必要な体制を整備しなければならない。

2 市長は、基本計画を計画的に推進するため、市長を本部長とする子ども健全育成推進本部を設置する。

(子ども会議)

**第22条** 市長は、市政について、子どもの意見を求めるため、子どもの自主的及び自発的な取組により運営される子ども会議を開催する。

2 子ども会議は、その主体である子どもが定める方法により、子どもの総意としての意見等をまとめ、市長その他の執行機関に提出することができる。

3 市長その他の執行機関は、前項の規定により提出された意見等を尊重しなければならない。

4 市長その他の執行機関は、子ども会議にあらゆる子どもの参加が促進され、その会議が円滑に運営されるよう必要な支援を行うものとする。

## 第5章 子ども権利委員会

(子ども権利委員会)

**第23条** 市長は、子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、子

ども権利委員会を置くものとする。

- 2 子ども権利委員会は、子どもの権利の保障にかかわる総合的かつ計画的な施策について、市長の諮問に応じるとともに、定期的に又は必要に応じて会議を開催し、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議する。
- 3 子ども権利委員会は、10人以内で構成するものとし、その委員は、人権、教育、福祉等子どもの権利にかかわる分野における学識経験者及び市長が必要と認める者とし、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 子ども権利委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の子どもの権利に関係する者に委員会への出席を求め、子どもの権利の保障について意見を聴くことができる。
- 6 市長その他の執行機関は、子ども権利委員会の答申又は調査審議の結果を尊重し、必要な措置を講じなければならない。
- 7 子ども権利委員会の組織及び運営に関して必要なその他の事項は、市長が別に定める。

## 第6章 雑則

(委任)

**第24条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この条例は、平成19年1月1日から施行する。ただし、第20条の規定は、平成19年4月1日から施行する。

## ○名張市子ども権利委員会規則

平成20年11月25日規則第48号

### 改正

平成23年2月1日規則第4号

平成23年3月31日規則第11号

平成24年3月30日規則第14号

平成28年3月31日規則第18号

名張市子ども権利委員会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、名張市子ども条例（平成18年名張市条例第14号）第23条第7項の規定に基づき、名張市子ども権利委員会（以下「権利委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 権利委員会は条例に定めることのほか、子どもの健全育成に関する基本計画の策定及び見直しに関することを行う。

(委員長及び副委員長)

**第3条** 権利委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、権利委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第4条** 権利委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 権利委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 権利委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

**第5条** 権利委員会は、その定めるところにより、部会を設けることができる。



2 権利委員会の部会に属させる委員は、委員長が指名する。

(庶務)

**第6条** 権利委員会の庶務は、福祉子ども部子ども家庭室において行う。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成23年2月1日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成23年3月31日規則第11号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則** (平成24年3月30日規則第14号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年3月31日規則第18号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 名張市子ども権利委員会 委員名簿

(任期:令和5年11月29日まで) (順不同)

氏名	役職名等	備考(発令日)	
岩見 充治	市民公募		平成19年11月30日
上島 芳子	民生委員・児童委員協議会連合会代表	副委員長	令和元年11月30日
高嶋 雅子	人権擁護委員		令和3年11月30日
齋藤 誠	市民公募	委員長	平成19年11月30日
水本 憲二	名張市PTA連合会代表		令和3年11月30日
本多 恵美子	名張市小中学校長会		令和3年4月1日
八木 美由起	名張市子育てサークル連絡協議会代表		令和元年11月30日
山本 智佳央	三重県伊賀児童相談所所長		令和3年4月1日

## 「ばりっ子すくすく計画(第5次)」策定経過

年月日	概要
令和元年 6月	<b>子ども権利委員会(6/11)</b> 1. 平成30年度ばりっ子すくすく計画(第3次)関連事業実績報告 2. ばりっ子すくすく計画(第5次)アンケートについて 3. 第2期名張市子ども・子育て支援事業計画(ばりっ子すくすく計画第4章)策定の進捗状況について
令和2年 1月	<b>子ども権利委員会(1/30)</b> 1. 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況及び第2期子ども・子育て支援事業計画(案)について 2. ばりっ子すくすく計画(第5次:R3~R5)策定について
令和2年 7月	<b>子ども権利委員会(7/2)</b> 1. 令和元年度ばりっ子すくすく計画(第4次)関連事業実績報告 2. ばりっ子会議の運営について 3. ばりっ子すくすく計画(第4次)の計画期間について
令和3年 2月	<b>子ども権利委員会(2/4)</b> 1. ばりっ子すくすく計画(第5次:R4~R6)策定について ・アンケートについて
令和3年 5月	アンケート調査実施 実施期間:5/17~5/28 調査対象:小学5年生、中学2年生 回収数:1,146件(回収率86.8%)

8月	<b>子ども権利委員会(8/26)</b> 1. 子どもの権利に関するアンケート調査結果報告書について 2. ぱりっ子すくすく計画(第5次)案について
10月	<b>主管室長会議(10/22)</b> <b>子ども健全育成推進本部(10/28)</b>
11月	教育民生委員会協議会(11/12) パブリックコメント意見募集(11/18~12/17)
12月	<b>子ども権利委員会(12/23)</b> 1. 子ども権利委員への委嘱状の交付 2. 子ども・子育て支援法に基づく利用定員の協議について 3. ぱりっ子すくすく計画(第5次:R4~R6)策定について
令和4年 1月	主管室長会議(1/5) 子ども健全育成推進本部(1/11) 教育民生委員会協議会(1/26)

# ばいっ子すくすく計画（第5次）

～子どもの健全育成に関する基本計画～

発行／名張市

編集／福祉子ども部子ども家庭室

〒518-0492

三重県名張市鴻之台1番町1番地

電話 0595-63-7594

FAX 0595-64-6898

E-mail [kodomokatei@city.nabari.mie.jp](mailto:kodomokatei@city.nabari.mie.jp)